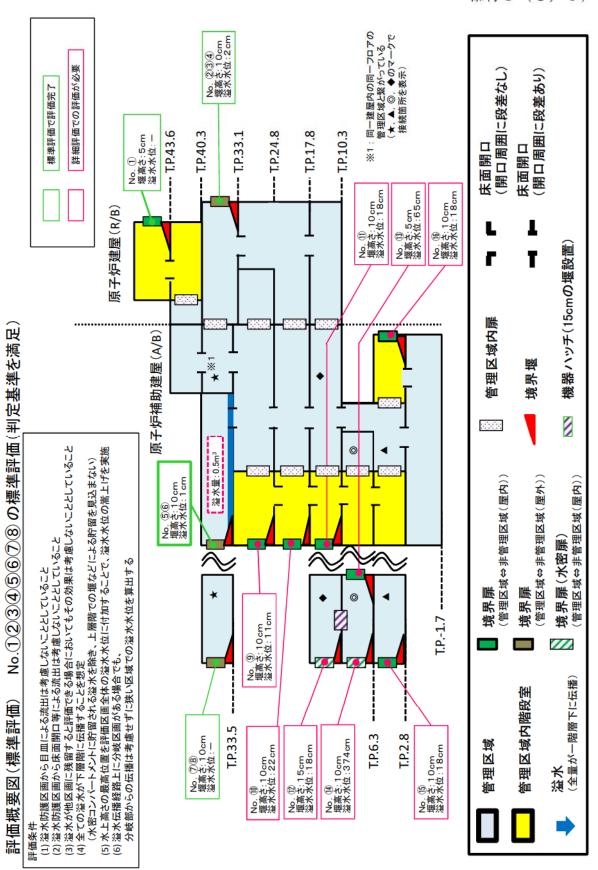
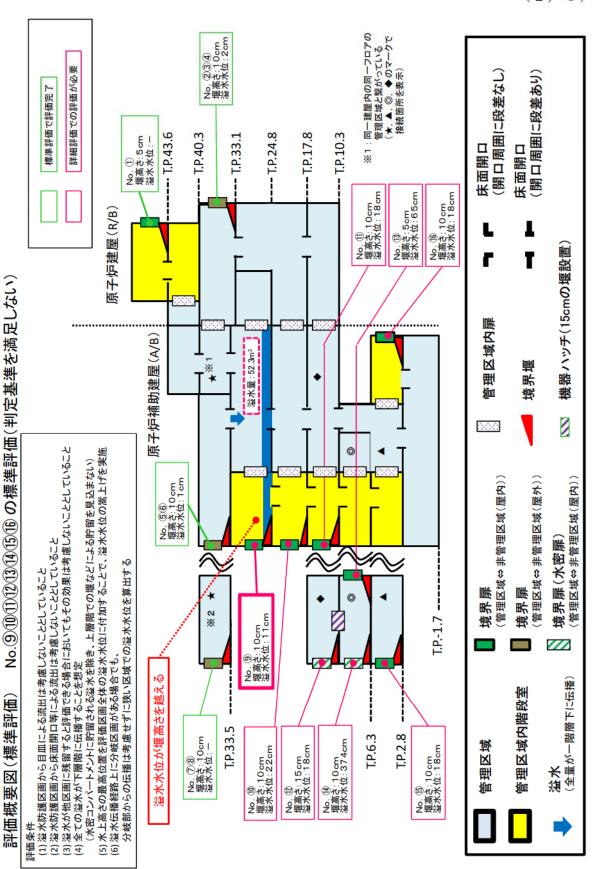
0
2
中
446
40
p
開づき
4
E
0
0
4
414
_
属
IJ
整
<u>#</u>
超
畿
#
終
大
~
0
7
#
枠
П

C
~
せん。
416
40
まきで
黑
4
ので公
6
to
# 40
ک
n <del>u</del> r
N
1
<u> </u>
函
機密情報に属
16
容はが
K
の内2
1
7.6
#
枠囲み(

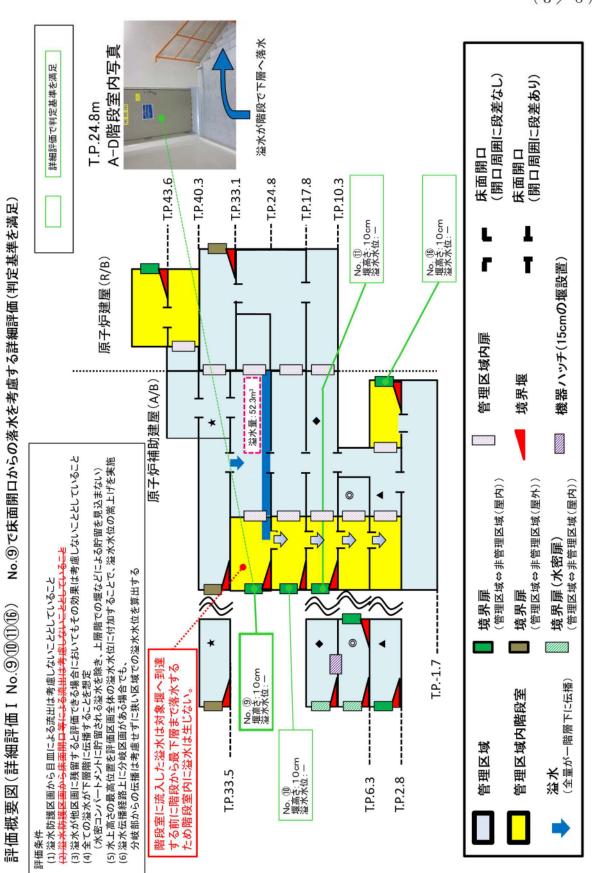
添付8 (1/6)



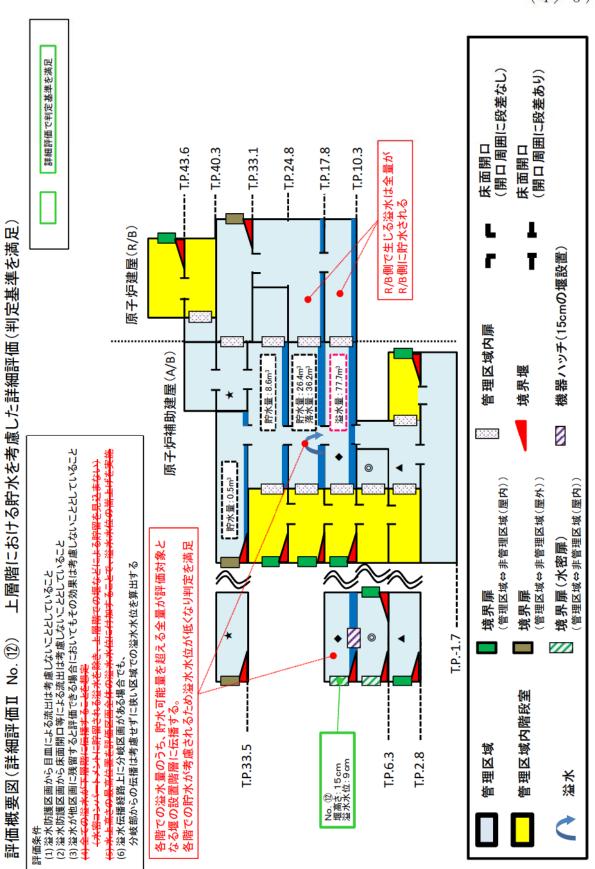
(2/6)

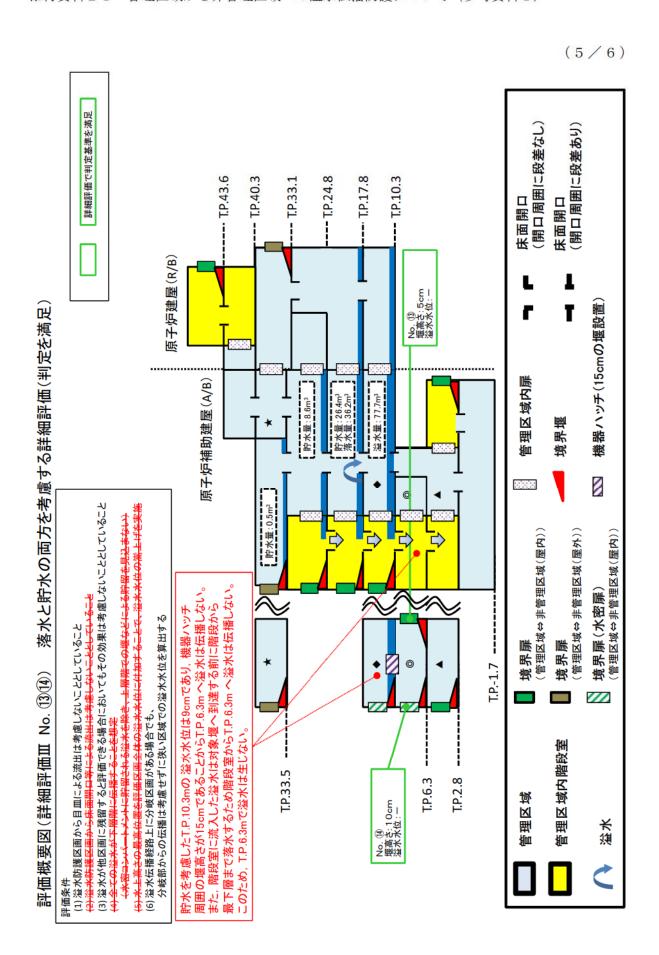


(3/6)



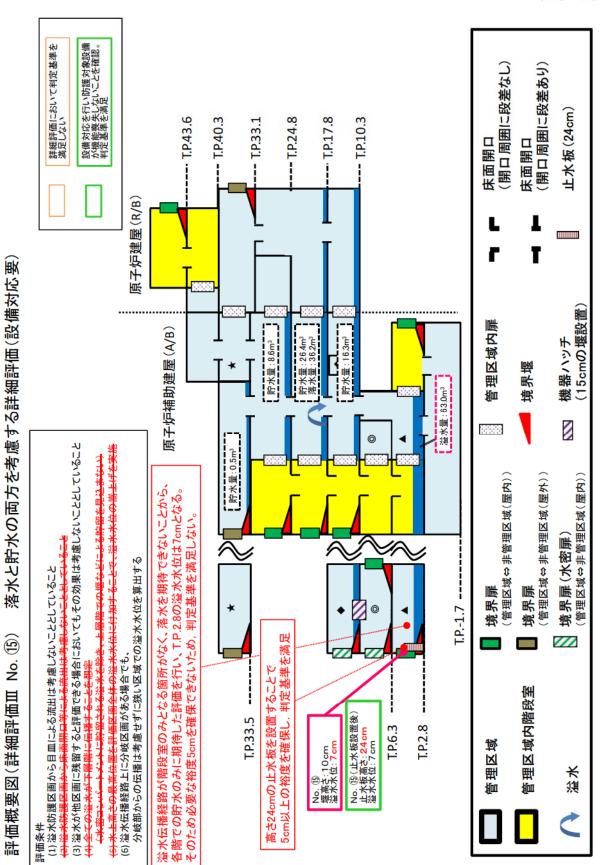






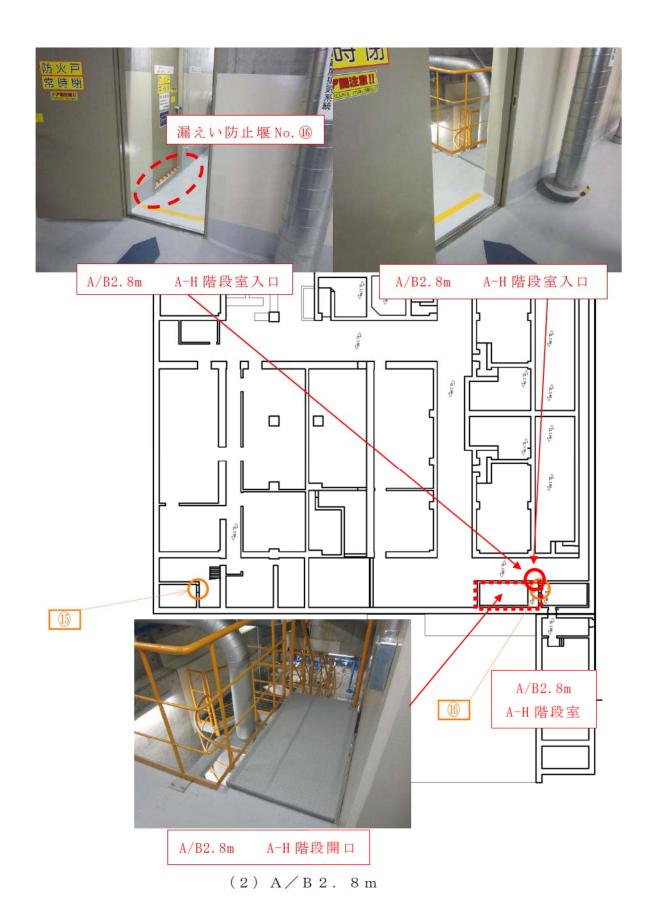
9条-別添1-添21-61

(6/6)

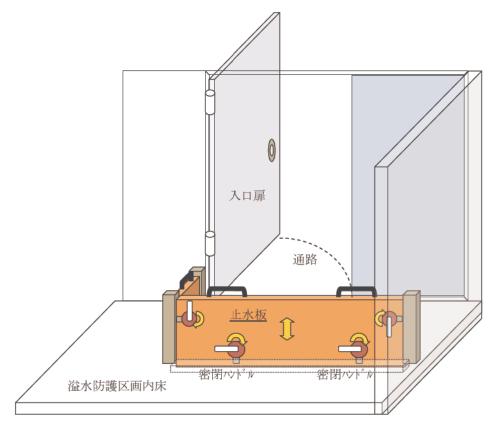




(1) A/B24.8m



9条-別添 1-添 21-64



(3) 止水板概要図



(4) 止水板サンプル写真 (漏えい防止堰 No. ⑤前に設置)

## 添付資料22 過去の不具合事例の対応について

### 1. はじめに

溢水事象に係る過去の不具合事象の抽出を行い、内部溢水影響評価への反映要否 について、検討を実施した。

#### 2. 過去の不具合事例の抽出

内部溢水影響評価に反映が必要となる溢水事象の抽出にあたり、以下を考慮した。

- ① プラントの配置設計がほぼ同様となる、同じ炉型における不具合事象
- ② 公開情報 (原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」) 及び各社のホームページ情報
- ③ キーワード検索(漏れ、溢水、水溜り、スロッシング等)により幅広に抽出

### 3. 内部溢水影響評価への反映が必要となる事象の選定

内部溢水影響評価への反映が必要となる事象について、図1 (内部溢水影響評価への反映要否判断フロー)及び表1 (内部溢水影響評価への反映を不要とする理由)に基づき抽出した。抽出された事象に対する、内部溢水影響評価における対応状況を表2 (不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について)に示す。

#### 4. 不具合事例への対応について

不具合事例を抽出し、内部溢水影響評価への反映要否について検討を実施した結果、いずれの事象についても、既に評価に盛り込まれている、若しくは、必要となる対策を講ずることとなっていることから、評価内容及び評価結果への影響がないことを確認した。

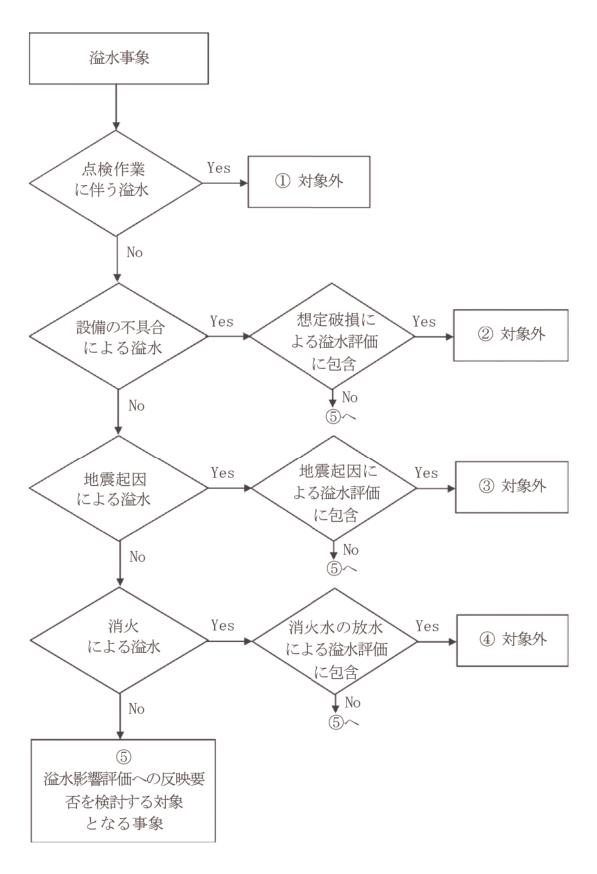


図1 内部溢水影響評価への反映要否判断フロー

表1 内部溢水影響評価への反映を不要とする理由

タッニープの苺口	rm th
各ステップの項目 ① 点検作業に伴う溢水	理由 点検に伴い開放・分解を実施している箇所からの内部流体の漏え いについては、作業手順、作業管理等の要因によるものであり、 溢水影響評価への影響はないとした。また、運転手順に起因す る溢水事象についても、本項目に整理した上で、同様に溢水影響 評価への影響はないとした。
② 設備の不具合による溢水	腐食や浸食等による溢水事象(保守不完全含む)については、 設備対策により再発防止を図ることが基本であること、また、想 定破損による溢水評価に包含されるものと考えられるため、溢 水影響評価への影響はないとした。 また、ファンネルからの溢水事象についても、建屋内排水系に 期待した評価とはしていないことから、本項目に整理した上 で、同様に溢水影響評価への影響はないとした。
③ 地震起因による溢水	使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水及び耐震性が確保されていない設備の破損による溢水については、地震起因による溢水評価に包含されることから、溢水影響評価への影響はないとした。
④ 消火による溢水	消火水の放水による溢水評価に包含されることから、溢水影響 評価への影響はないとした。

表 2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(1/23)

2000 MARC 100 BOOKS	1 事象に対すると1 中価小影音計画(の対心仏化に)が、(1/23)
件名①	復水貯蔵タンクしゃへい壁内バルブの不具合について
事象発生日等	1984. 10. 17 福島第一 2 号
事象の概要	2号機は第7回定期検査中であり、定検終了後起動時の高圧注水系手動起動試験を実施したところ、復水貯蔵タンク外側のしゃへい壁内の高圧注水系戻り弁(V-18-46)付近からの水漏れ音を確認したため、高圧注水系ポンプを停止するとともに、同弁を全閉したところ、水漏れ音は停止した。しかし、同タンクのしゃへい壁下部に雨水口があいていたことから、管理区域外への漏洩が考えられたためサーベイを実施した。高圧注水系テストライン戻り弁のボンネットフランジ部のパッキンがずれた原因は、経年劣化したパッキンに高圧注水系ポンプ起動時の水圧が加わったことによるものと考えられる。また水漏れによる漏水カバーの一部が変形し、外れたため水が流出し、この水がしゃへい壁の雨水口を経て管理区域外へ漏出したものと推定される。
再発防止対策	(1)復水貯蔵タンクしゃへい壁内バルブ不具合に伴う対策 a. ポンプ吐出圧による圧力変動がかかる可能性のある弁について、パッキン取替を実施した。 b. パッキン取替え対象弁の漏水防止カバーを鋼板製のものに取替えた。 c. 復水貯蔵タンクしゃへい壁内に漏洩検出器を設置した。 d. 復水貯蔵タンクしゃへい壁の雨水口はモルタル、シール剤を充填した。 e. 復水貯蔵タンク廻りの汚染土壌を削土し、ドラム詰処理した。 (2)恒久的漏洩防止対策 復水貯蔵タンクしゃへい壁内の漏洩水をタービン建屋まで導けるようトレンチを設置する。またトレンチ内、しゃへい壁内に床漏洩検出器を設置する。
内部溢水影響評価への影響	放射性物質を内包する液体の管理区域外への漏えい事象であり、以下の対策を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。 1. 建屋境界からの伝播に対して、溢水防護措置(水密扉の設置、配管等の貫通部への止水対策等)を実施する。 2. 循環水系配管破損部からの系外放出対策として、 (1) 復水器室への漏えい検知器の設置 (2) 復水器出入口弁の「全閉」インターロックの追加 (3) 循環水ポンプのトリップインターロックの追加 (4) 上記に関する電源系の強化(非常用電源への接続)

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(2/2)	況について(2/23	内部溢水影響評価での対応状	表2 不具合事象に対する
-------------------------------------	------------	---------------	--------------

件名②	タービン建屋地下1階雨水について
事象発生日等	2003.8.15 浜岡 3 号
事象の概要	3号機タービン建屋地下1階の通路(放射線管理区域内)において、水たまり (約23m×5m×5mm:約600リットル)を発見。この水は、タービン 建屋の外側にある屋外地下ダクト(配管を通すための空間) 内に雨水が溜まり、配管貫通部より建屋内に入り込んだもの。建屋内に入り込んだ水は収集し 処理。また、ダクト内の溜まり水については、排水を実施。
再発防止対策	(1) ダクト内に滞留した雨水は、発電所の消防車及びエンジン付排水ポンプにより排水を行い、その後既設排水ポンプの新品取替を行った。作動確認結果:良好 (2) 建屋内は手作業にて通路の水たまりの抜取り処置等を実施した。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価に おいて考慮済みである。

# 表 2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(3/23)

件名③	サービス建屋地下1階における火災報知器の作動 (誤報)
事象発生日等	2004.10.9 浜岡 3 号
事象の概要	サービス建屋地下1階(放射線管理区域内)において、火災報知器が作動した。直ちに現場の確認を行い、火災ではないことを確認した。火災報知器が作動した原因は、台風22号通過に伴い、サービス建屋出入り口(1階)より侵入した雨水が、地下1階の天井に取り付けられている当該感知器に入ったため、作動したものと考えられる。
再発防止対策	当該感知器を取り替えることとした。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において 考慮済みである。また、屋外からの溢水影響については、屋外タンクからの溢水影響評価結果に包含される。

# 表 2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(4/23)

件名④	【中越沖地震】T/B B 2 F T/BHCW サンプ(B)・LPCP(A)~ (C) 室雨水流入
事象発生日等	2007. 7. 26 柏崎刈羽 1 号
事象の概要	タービン建屋B2Fの低圧復水ポンプ室付近に水たまりを確認した。Tトレンチで発生した漏水がタービン建屋に流入したものと推定される。1号タービン建屋〜海水熱交換器建屋・補助ボイラ建屋・ランドリー建屋・ランドリー建屋ダクト(Tトレンチ)で発生した漏水が当該トレンチ近傍のファンネルへ大量に流入し、目詰まりを起こしたことにより、このファンネルより設置高の低い高電導度廃液サンプから溢水したものと推定される。
再発防止対策	Tトレンチのファンネル清掃、Tトレンチの止水処理を実施し、現状復旧する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界 に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において 考慮済みである。

# 表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(5/23)

件名⑤	【中越沖地震】T/BT/BB1F(管)南側壁上部5m(ヤードHT r 奥ノンセグ室)より雨水流入
事象発生日等	2007. 7. 26 柏崎刈羽 3 号
事象の概要	タービン建屋地下1階南側通路で、壁面部から水が流入していることを確認した。タービン建屋に隣接したピットに水がたまり電線管貫通部を通ってタービン建屋内に流入したと推定される
再発防止対策	電線管貫通部の止水と漏出化、所内用変圧器奥ノンセグ室の復旧を実施し、現 状復旧する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界 に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において 考慮済みである。

# 表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(6/23)

件名⑥	【中越沖地震】Ax/B B1F 北西側壁面亀裂部より雨水漏えい
事象発生日等	2007. 7. 26 柏崎刈羽
事象の概要	補助建屋地下1階の壁亀裂部から水の流入を確認した。 中越沖地震の影響により、連絡通路が建屋と衝突したことによりコンクリート が損傷し、建屋の壁面に亀裂が生じ、雨水が流入しているものと推定される。
再発防止対策	建屋外にディープウェル及び建屋内に堰を設置し、壁面はコンクリート補修行 い止水処理し現状復旧する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界 に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において 考慮済みである。 なお、建屋外壁についても評価を実施しており、地震時のひび割れを考慮した 場合でも、建屋内への溢水は生じない。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(7/23)

件名⑦	海水熱交換器建屋(非管理区域)における水漏れ(雨水)について
事象発生日等	2008. 10. 27 柏崎刈羽 1 号
事象の概要	定期検査中の1号機において、ケーブル張替え作業を行っていた協力企業作業員が海水熱交換器建屋地下2階熱交換器室(非管理区域)の天井から水が漏れていることを確認した。調査の結果、海水熱交換器建屋外壁に接しているケーブルトレンチ内に溜まった雨水が、建屋壁面の電線貫通部から建屋内に流入し、ケーブルトレイを通じて地下2階熱交換器室に至ったことがわかった。海水熱交換器建屋は放射性物質が存在しないエリアであり、流入した水は雨水のため放射能を含んでいない。
再発防止対策	ケーブルトレンチ内に雨水が溜まった原因は、新潟県中越沖地震の影響により 陥没したケーブルトレンチの養生が不十分であったためと推定している。海水 熱交換器建屋(非管理区域)に流入した雨水は、常設している排水口から排水 するとともに、床面の拭き取りを実施した。また、トレンチ内に溜まった雨水 は仮設ポンプにより排水した。今後、屋外の陥没部等に雨水が流入しないよう 養生の方法を改善する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価に おいて考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(8/23)

件名⑧	タービン建屋地下1階で水溜りの発見について
事象発生日等	2009. 5. 2 敦賀 2 号
事象の概要	敦賀発電所2号機は、定格熱出力一定運転中のところ、平成21年5月2日9時30分頃、巡視点検をしていた運転員がタービン建屋地下1階(非管理区域)で水溜りを発見した。 溜まっていた水の流入経路を調査した結果、タービン建屋に隣接する給水処理建屋からタービン建屋地下1階に通じているトレンチ(配管やケーブルを設置しているトンネル。以下、「当該トレンチ」という。)の堰を越えて、流入していることを確認し、さらに給水処理建屋を確認した結果、碍子の汚損検出器
	※1の排水が継続していることを確認した。 碍子の汚損検出器は、碍子の表面に付着した海塩粒子を水で洗浄し塩分濃度を 測定する装置です。その洗浄水は補給水槽から供給されるが、その水位が下が ると自動で排水電磁弁が閉じ、給水電磁弁が開いて水が供給される。 今回は、排水電磁弁が動作不良で閉じずに給水が行われたため、直接、排水先 である当該トレンチに給水が流れ込む状態が継続していることを確認した。こ のため、排水電磁弁の上流側にある給水元弁を閉じたところ、当該トレンチへ の給水の流れ込みが停止し、タービン建屋地下1階への水の流入も停止した。 流入した水による機器への影響はなかった。 また、溜まっていた水の量は、水溜りの範囲からタービン建屋地下1階(面 積:約580m2、深さ:約1cm、水量:約5.8m3)と当該トレンチ内 (面積:約74m、深さ:約10cm、水量:約7.4m3)合計で約13.2m3
	と推定した。 なお、碍子の汚損検出器の補給水槽への給水は、2次系で使用する放射能を含まない水であるため、この事象による環境への影響はなかった。 対策として、排水電磁弁を新品に取替えるとともに、碍子の汚損検出器の補給 水槽給水配管の排水を当該トレンチに入らない箇所に変更する。 ※1:屋外開閉所の碍子の汚損状況を確認するために設置している検出器
再発防止対策	記載なし
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、タービン建屋については T. P. 10. 3mまで溢水防護措置を実施済みである。
	また、タービン建屋は溢水防護対処設備がなく、発生した溢水は防護対象設備 が設置されている建屋へ流出しないことを確認済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(9/23)

件名⑨	タービン建屋内への海水の浸入
事象発生日等	2009.10.8 浜岡 3 号
事象の概要	タービン建屋地下1階の空調機器冷却海水ポンプエリア(放射線管理区域)で、タービン建屋の配管貫通部から水が浸入していることを発見した。現場を確認したところ、タービン建屋地下1階の空調機器冷却海水ポンプエリアの床面に水溜まり(約5m×約50m)があり、この水を分析したところ、放射性物質は含まれておらず、また、海水であることを確認した。配管貫通部外側には、放水路とタービン建屋を連絡する配管ダクトがあり、ダクト内に大量の海水が浸入したため、貫通部を通じてタービン建屋内に浸入したものであった。
再発防止対策	海水の浸入があった配管貫通部の点検・補修を行い、配管貫通部に防水効果が 期待できる隙間材を追加充填するとともに、貫通部周囲にシール材を塗布し、 当該配管貫通部のシール性を向上した。また、放水路とタービン建屋を連絡す る配管ダクト内に放水路から海水が浸入しないための恒久的な対策として、当 該配管ダクトと放水路の連絡部に閉止板を設置することとした。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界 に対して、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において 考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(10/23)

件名⑩	【東日本大震災関連】原子炉補機冷却水系熱交換器(B)室、高圧炉心 スプレイ補機冷却水系熱交換器室及び海水ポンプ室への浸水
事象発生日等	2011.3.11 女川2号
事象の概要	2011.3.11 の地震において発生した津波により、原子炉建屋地下3階のR CW 熱交換器(A)(B)室及びHPCW熱交換器室に流入し、各室が浸水に至った。浸水の原因は、屋外海水ポンプ室RSWポンプ(B)エリア床面に設置されていた。
	れていた循環水ポンプ自動停止用水位計収納箱上蓋が開き,津波による海水が流入し,ケーブルトレイ及び配管貫通部等の隙間,水密扉,排水系配管から漏れ出し,トレンチを経由して建屋内へ浸水したものと推定される。
再発防止対策	・当該水位計を取外し、開口部に閉止板を設置し密閉化するとともに、 架構に よる補強を実施し止水処理を行った。 (6箇所) なお、当該水位計について は、海水による浸水防止を考慮したエリアへ移設した。 ・海水ポンプ室からトレンチへの配管及びケーブルトレイ貫通部について止水 処理を行った。 ・津波による浸水防止対策である建屋扉の水密性向上や防潮堤、防潮壁の設置 を実施する。
内部溢水影響評価への影響	・基準津波に対してはドライサイトとなるよう対策(防潮堤,防潮壁等を設置)を講ずることから、内部溢水評価への影響はない。 ・溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む)の境界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(11/23)

件名(1)	【東日本大震災関連】福島第二原子力発電所 東北地方太平洋沖地震に伴う原
	子炉施設への影響について
事象発生日等	2011.3.11 福島第二1, 2, 3, 4号
事象の概要	当発電所 1 号機から 4 号機の全号機は定格熱出力一定運転中のところ,
	三陸沖を震源とする当該地震により、同日 14 時 48 分、全号機とも「地震加速
	度大トリップ」で原子炉が自動停止した。原子炉自動停止直後に全制御棒全挿
	入及び原子炉の未臨界を確認し、原子炉の冷温停止及び使用済燃料プール(以
	下,「SFP」という。)の冷却に必要な設備は,健全で安定した状態であることを
	確認した。しかし、当該地震後の津波(同日15 時22 分、第一波到達目視確認)に
	より,1号機,2号機及び4号機において,原子炉の冷温停止及び SFP の冷却
	に必要な設備が被水するなどし、使用不能となった。これにより原子炉の除熱
	ができなくなったことから, 同日18 時33 分に原災法第10 条該当事象(原子炉
	除熱機能喪失)と判断した。
再発防止対策	想定を大きく超える津波による浸水により原子炉除熱機能,圧力抑制機能が喪
	失したことを踏まえ、浸水防止策として、当該地震の際、津波が集中的に遡上
	した当発電所南側海岸アクセス道路を土嚢及び盛土にて築堤を配備,原子炉建
	屋内への浸水防止として土嚢及び防潮堤の配備、海水熱交換器建屋内への浸水
	防止として、扉・ハッチまわりに土嚢を配備、ポンプ廻りに土嚢を配備し、浸
	水による電源や除熱機能の喪失を防止した。
内部溢水影響評	・基準津波に対してはドライサイトとなるよう対策(防潮堤、防潮壁等を設
価への影響	置)を講ずることから,内部溢水評価への影響はない。
	・溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境
	界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価にお
	いて考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(12/23)

件名⑫	【東日本大震災関連】非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプの自動停止に
	ついて
事象発生日等	2011. 3. 11 東海第二
事象の概要	東日本大震災(震度6弱)発生に伴い発生した津波により、ポンプエリアが浸
	水し、非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプが水没、自動停止した。
	津波対策として、仕切り壁を設置済であったが、以下の浸水経路の止水施工が
	未であった。
	(1) 北側ポンプ槽と補機冷却海水系ストレーナエリア間の排水溝用の開口。
	(2) ケーブルピット。
再発防止対策	浸水経路となった、2箇所について、コンクリート打設による閉塞措置を実施
	した。
内部溢水影響評	・基準津波に対してはドライサイトとなるよう対策(防潮堤,防潮壁等を設
価への影響	置)を講ずることから,内部溢水評価への影響はない。
	・溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境
	界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価にお
	いて考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(13/23)

件名[3]	【東日本大震災関連】 1 2 5 V蓄電池 2 B室における溢水について
事象発生日等	2011. 3. 11 東海第二
事象の概要	東日本大震災(震度6弱)発生に伴う、外部電源喪失によるサービス建屋実験室サンプポンプの停止と、床ファンネルを閉止していた蓋が外れたことにより、サービス建屋実験室サンプ(管理区域)から原子炉建屋バッテリー室(非管理区域)へのサンプ水の流入が発生した。常用系電源の停電により開となった実験室サンプポンプシール水電磁弁から供給された消火水(停電により自動起動した、ディーゼルエンジン駆動消火ポンプにより供給)が当該サンプに流入し続け、当該サンプ内水位が上がった。それに加え、停電による当該サンプの制御電源喪失で、サンプ水位高信号が発信されなかったこと、ファンネルを閉塞していたゴム栓が外れたことで、当該サンプとの僅かな水頭差により、非管理区域側の当該ファンネルへの逆流による溢水が発生した。
再発防止対策	当該ファンネルについては実験室サンプとの恒久的な隔離措置として、鋼板とモルタルを用いた閉止措置を実施した。また、当該ファンネルと当該サンプの接続配管につながる複合建屋1階と中1階の他のファンネル8箇所(この内1箇所は当該ファンネル同様に逆流の可能性があった)を含め、鋼板とモルタルを用いた閉止措置を実施した。なお、サンプポンプシール水電磁弁が停電により開となること、及び制御電源の喪失で水位高信号が発信されなくなる点について、改善を検討する。水平展開として、管理区域からのドレンファンネル、ベント・ドレン配管などで、非管理区域において開口を有し、溢水を生じる可能性があるものの抽出と逆流の可能性の有無の確認を実施し、対象となったファンネル14箇所(既に閉止措置済みの1箇所を含む)について閉止措置を実施した。
内部溢水影響評価への影響	放射性物質を内包する液体の管理区域外への漏えい事象であり、以下の対策を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。 1. 建屋境界からの伝播に対して、溢水防護措置(水密扉の設置、配管等の貫通部への止水対策等)を実施する。 2. 循環水系配管破損部からの系外放出対策として、 (1) 復水器室への漏えい検知器の設置 (2) 復水器出入口弁の「全閉」インターロックの追加 (3) 循環水ポンプのトリップインターロックの追加 (4) 上記に関する電源系の強化(非常用電源への接続)なお、管理区域から非管理区域へ繋がるファンネルは設置されていない。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(14/23)

件名⑭	1号機 原子炉建屋付属棟地下1階の高圧炉心スプレイ系電源室照明用分電盤か
	らの発火について
事象発生日等	2011. 5. 27 福島第二 1 号
事象の概要	停止中の1号機原子炉建屋付属棟地下1階の高圧炉心スプレイ系電源室にある 照明用分電盤より発火したことから、協力企業作業員が消火し、当社当直員が 消火を確認した。消防署に通報し、その後の消防署の現場確認により鎮火が確 認され、建物火災によるぼやと判断された。本事象によるけが人の発生はな く、外部への放射能の影響はなかった。 調査した結果、以下のことを確認した。 ・発火による損傷の著しい箇所は、照明用分電盤内最下部の配線用しや断器
	(予備)であったこと。 ・焼損した配線用しゃ断器の絶縁抵抗測定を実施し、健全であることを確認していたこと。
	・分電盤が設置してある高圧炉心スプレイ系電源室内は、津波による海水の流れ込み(床上5cm 程度の浸水)があったこと。
	・作業当日、同室内は浸水していなかったが、津波により空調機が停止していたため室内湿度が高く、分電盤の設置環境としては良い状態ではなかったこと。
	・焼損した配線用しゃ断器の近傍にある配線用しゃ断器を分解点検した結果、 しゃ断器内部の接触金具に塩分が付着していたこと。
	・津波後の当該分電盤点検時、盤内部の配線用しゃ断器等の機器を確認していなかったこと。
	当該分電盤の盤内部の確認を行っていなかったため、海水の浸水の影響で当該 配線用しゃ断器内への塩分の付着を確認できず、その後、室内で発生した結露 水が吸着しました。このことから、しゃ断器の絶縁抵抗が低下し、この状態で 電源を投入したため漏電・発火に至ったものと推定した。
再発防止対策	・津波により浸水した電気品については、原則交換又は修理を実施する。 ・津波により浸水したエリアにある電気品を使用する場合は、塩分による汚損がないことを確認する。
	・津波の後に初めて通電する電気品については、設置環境を確認した上で、通 電直前に絶縁抵抗を測定し健全性を確認する。
内部溢水影響評価への影響	・上記3項目について、当社監理員及び協力企業作業員に周知する。 ・基準津波に対してはドライサイトとなるよう対策(防潮堤,防潮壁等を設置)を講ずることから、内部溢水評価への影響はない。
1944 - 7 /JV [E]	・溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(15/23)

件名[5]	伊方発電所1、2号機 タービン建家非常用排水ポンプの排水配管からの水漏れに ついて
事象発生日等	2011. 7.9 伊方 1,2号
事象の概要	伊方発電所第1号機は通常運転中、伊方発電所第2号機は復水器清掃のため電気出力を517MWまで低下させて運転中のところ、7月9日15時20分頃2号機タービン建家入口近傍の電気マンホールから水漏れがあることを作業員が確認した。伊方発電所第2号機の復水器清掃に伴うタービン建家非常用排水ポンプの起動後、水漏れが確認されたことから、タービン建家非常用排水ポンプ出口排水配管(以下「非常用排水配管」という。)につながる全てのポンプを隔離したところ、漏えいは停止した。なお、漏えい量は最大約20m <sup>3</sup> と推定され、漏えい水には放射性物質が含まれていないことを確認した。また、非常用排水配管から漏えいした水が近傍のケーブルダクトを通じ、1号機タービン建家内に浸入し、7月9日17時07分に1号機タービン建家地下1階に設置している蒸気発生器ブローダウン水放射能自動分析装置分電盤が被水し地絡したため、同装置を停止した。なお、本装置は、蒸気発生器ブローダウン水の放射能を補助的に測定する装置であり、本設のプロセスモニタにて監視しているため、停止しても問題はなかった。水漏れ箇所近傍を掘削し埋設配管部を確認した結果、非常用排水配管曲げ管部に腐食による貫通穴が4箇所(最大で250mm×250mm)確認された。このため、当該配管を新品に取り替え、7月15日10時40分に1号機タービン建家非常用排水ポンプ運転状態で漏えいのないことを確認し、通常状態に復旧した。なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能による影響はなかった。
再発防止対策	記載なし
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、溢水経路に設定されていない建屋間、区画間については、浸水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(16/23)

件名16	女川原子力発電所1号機 台風15号によるタービン建屋への雨水の流入について
事象発生日等	2011.9.21 女川1号
事象の概要	1号機タービン建屋地下1階に雨水が流入していることを確認し、その後タービン 建屋地下2階及び配管スペースにも雨水が流入していることを確認した。調査の結果、台風15号による雨水がタービン建屋に接続されているトレンチの開口部、建 屋貫通部等を通じてタービン建屋に流入していることを確認した。また、一部のト
再発防止対策	レンチにおいて、作業により開口部の蓋を取り外している状況だった。 ハッチ開口から浸水した場合であっても、建屋及び非常用電源盤などの安全上重要な機器への浸水がし難いよう、遮水壁を設置するなどの対策を実施した。 トレンチのハッチ、マンホールなどの開口部、配管、電線管、ケーブルトレイ貫通部について、シール性向上対策を実施した。 類似事象を防止するため、トレンチ等のハッチカバー開放の際に大雨等が懸念される場合は、事前に浸水防止対策を講じる旨、当社QMS文書へ反映すると共に、請負者へ周知した。
内部溢水影響 評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む)の境界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(17/23)

件名⑰	柏崎刈羽原子力発電所6号機タービン建屋(管理区域)における水溜まり(雨水)の発見について
事象発生日等	2013.6.19 柏崎刈羽 6, 7号
事象の概要	定期検査中の6号機において、協力企業作業員からタービン建屋地下2階配管トレンチ室(管理区域)に水溜まりを発見したとの連絡を受けた。当社運転員が現場を確認したところ、当該箇所の水溜まりを確認するとともに上階のタービン建屋中地下2階配管トレンチ室(管理区域)において約800リットルの水溜まりを発見した。(以下、「事象①」と記す。)上記事象①の水平展開として当社運転員が現場確認を実施したところ、定期検査中の7号機タービン建屋地下2階(管理区域)において、約350リットルの水溜まりを確認した。(以下、「事象②」と記す。)発見した水溜まりは測定の結果、放射性物質を含んでおらず、雨水と推定した。平成25年6月19日に実施した屋外調査の結果、6号機原子炉建屋とコントロール建屋の間にあるトランスヤード周辺に水溜まりが生じていることを確認した。事象発生当時は屋外排水設備工事に伴い排水路を切断していたため仮設ポンプによる排水を行っていたが、夜間は仮設ポンプを停止する運用としていたことから、前日の降雨が排水されずトランスヤード周辺に水溜まりが生じたものと思われる。当該トランスヤードは人造岩盤(以下、「MMR」と記す。)で埋め戻されているため、地表面に溜まった雨水は土中に浸透しにくいことから、建屋とMMRの間の隙間に流入し、エキスパンションジョイント止水板(以下、「止水板」と記す。)内側へ流入したものと考えられる。事象①では、壁立ち上がりの入隅部においてコンクリート躯体と止水板の密着不良箇所が確認され、この密着不良箇所から雨水が流入していることを確認した。また、事象②ではコントロール建屋と廃棄物処理建屋の間に設置している止水板を介して事象①の止水板と繋がっていることから、トランスヤード周辺に溜まった雨水が事象①の止水板とコントロール建屋と廃棄物処理建屋の止水板を経由して事象②の止水板に雨水が流入したものと考えられる。
再発防止対策	・更に隙間ゲージ (0.05mm) を用いて止水板と躯体が密着していることを確認する。
	・なお、上記作業にあたっては、当社監理員が立ち会いにより確認する。 ・締め付けトルク値の確認 応力緩和試験により得られた知見と津波影響を考慮し、締め付けトルク値を確認し、新たに200N・mで増し締めを行う。締め付けトルク値の確認については、全てのボルトに対し計測記録を作成し、抜き取りにより当社監理員が確認する。また、締め付け忘れ防止のため、締め付けは返し締めを行うこととし、再締め付け後ナットにマーキングを実施する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(18/23)

件名18	A-非常用ディーゼル発電機 燃料油配管からのわずかな油の漏えいについて
事象発生日等	2013. 8. 19 大飯 2 号
事象の概要	大飯発電所2号機は第24回定期検査中のところ、平成25年8月19日10時00
	分頃、協力会社社員から2号機A-非常用ディーゼル発電機(以下、「A-DG」と
	いう。)室付近(屋外)で油の臭いがしているとの連絡を受けた。直ちに当社社員が
	現地の状況を確認したところ、燃料油貯油槽(地下タンク)とA-DG燃料油サービ
	スタンクをつないでいる配管のトレンチ内にある燃料油配管から燃料油(A重油)が
	わずかに漏えい(約3滴/分)していることを確認した。A-DGの機能に影響を与
	える漏えいではなかったが、当該DGを待機除外とし、配管を補修することとした。
	漏えいした燃料油はトレンチ内に溜まっており、構外への流出はなかった。また、漏   えいした燃料油については拭き取りを実施した。本事象による環境への放射能の影響
	たいした燃料面については低さ取りを美地した。本事家による泉境への放射能の影響     はない。また、他の予備電源が確保されていることにより、保安規定に定める運転上
	の制限も満足している。なお、当該DGについては復旧が完了し、待機状態とした。
	事象の原因
	A-DG室建屋壁から伝い落ちた雨水等が、建屋壁とトレンチ上部の蓋との隙間およ
	びトレンチ上部の蓋のケーブル等貫通用の開口部から配管トレンチ内に入り、雨水浸
	入防止処置状態が不十分であった箇所から保温材の内部に浸入し湿潤状態となった結
	果、長時間かけて配管外面から腐食、減肉し漏えいに至ったものと推定された。
再発防止対策	(1) 当該配管を新品に取り替えた。
	(2) 保温材(外装板)と壁貫通部の隙間の雨水浸入防止処置を確実に行った。
	(3) 配管上部のトレンチ蓋とA-DG室建屋壁との隙間およびトレンチ蓋開口部に
	雨水浸入防止処置を実施した。
内部溢水影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む)の境界に対し
評価への影響	ては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みで
	ある。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(19/23)

件名19	泊発電所3号機における大雨による湧水ピット水のオーバーフローについて
事象発生日等	2013. 8. 27 泊 3 号
事象の概要	泊発電所3号機については、定期検査のためプラント停止中のところ、8月27日19時25分頃、夕方からの豪雨により湧水が増加し、原子炉補助建屋の地下2階にある湧水ピットポンプの排水能力を上回ったことにより、湧水ピット水がオーバーフローする事象が発生しました。オーバーフローした湧水ピット水が隣接する制御用地震計室に流入したため、制御用地震計の電源を断としました。また、オーバーフローした湧水ピット水の一部が非管理区域から管理区域へ浸入しましたが、管理区域内で適切に管理しています。オーバーフローした非管理区域の湧水については、排水ポンプやバキュームカーにより8月28日1時45分頃、排水を完了しました。本事象による、放射性物質の放出はありません。
再発防止対策	記載なし
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、溢水経路に設定されていない建屋間、区画間については、浸水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(20/23)

件名20	C/B 2F 非常用D/G 発電機 燃料デイタンク(B)室軽油漏れ
事象発生日等	2014. 9. 19 女川 1 号
事象の概要	燃料移送ポンプ試運転実施中のところ、本来自動停止すべきデイタンク液位にて停止せず、オーバーフローした油が躯体のひびより、他区画に伝播した(1号機制御建屋1階階段室(約0.1%)及び地下3階非常用ディーゼル発電設備(B)潤滑油ユニット付近(約0.5%))。
再発防止対策	・油面計が固着しないよう、分解点検要領を見直し、関係者へ周知、教育実施した。 ・類似計器についても同様の動作不良がないか、確認試験を実施する。 ・躯体のひび割れを補修した後、水張りによる漏えい確認により、漏えいがないことを確認した。 ・類似の躯体ひび割れ個所について、今後、補修を実施することとした。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路(最終貯留区画)の設定に関する事象である。 本事象は、壁厚が比較的薄い(20cm)場所において、壁内を貫通した微細なひび割れから、堰内に滞留している流体が滲み出した事象である。内部溢水評価では、上階で発生した溢水については、最地下階に導き貯留することとしていること(上階等に長時間貯留されることはなく、仮に微細なひび割れから滲み出る場合を考慮しても、その量は僅かであり、内部溢水評価への影響はない)、また、最終貯留区画となる躯体については、地震時のひび割れを考慮しても、溢水経路とはならないことを評価している。

## 表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(21/23)

件名②	タービン建屋への雨水の浸入について
事象発生日等	2014.10.6 浜岡 3 号
事象の概要	タービン建屋地下1階の通路(放射線管理区域内)において、水溜まりを発見した。タービン建屋の外側にある屋外地下ダクト(配管を通すための空間)内に雨水が溜まり、配管貫通部より建屋内に入り込んだものであると推定した。また、浸入した雨水の量は、合計で約8m3であることを確認した。
再発防止対策	屋外地下ダクト内に雨水が溜まらないようにするため、排水ポンプをビニール 片等の影響を受けにくいフロート式センサで起動するポンプに取り替える。加 えて、排水ポンプが停止した場合にも、雨水が排水ラインから屋外地下ダクト 内に逆流しないよう、逆止弁を取り付ける。 また、ブーツラバーがずれた配管貫通部について、ずれの修正を行う。当該箇 所の対策のほか、同様の屋外地下ダクトについても、配管等貫通部の施工状態 及び排水ポンプの排水状況に問題のないことを確認する。
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む) の境界に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価 において考慮済みである。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(22/23)

件名②	原子炉建屋内への雨水流入について
事象発生日等	2016. 9. 28 志賀 2 号
事象の概要	原子炉建屋内(非常用電気品室をはじめとした複数エリア[管理区域含む])に約 6.6m3 の雨水が流入した。常用・非常用照明分電盤で一時,漏電を示す警報が発生したものの,設備への影響はなかった。 構内の排水路の付け替え工事に伴い,仮設の排水ポンプを設置していたが,当日未明からの大雨により排水能力を上回る降雨があり,構内道路の一部エリアが冠水した。冠水エリアのピット上蓋の仮設ケーブルを引き込むための隙間から大量の雨水がピット内へ流入。ピットからハンドホールを経由したトレンチへの雨水流入が継続したため,トレンチ内の水位が上昇し,ケーブルトレイの原子炉建屋貫通部から原子炉建屋内(非管理区域)に流入した。建屋内に流入した雨水の一部は,床の微小なひび割れを通じ,下の階(管理区域含む)へも流入した。
再発防止対策	①原子炉建屋を貫通する地下貫通部の水密化を速やかに実施 ②開閉所共通トレンチへの雨水流入量低減のためNO. 1 ハンドホールに設けた接続部の閉止 ③構内東側道路の排水能力の増強(仮設排水ポンプの追加配備等) ④非常用電気品(C)室床面のひび割れ補修及び漏えいを考慮した補修基準を検討し設定 ⑤警報発生時の現場確認方法の改善 ⑥警報発生時における原因調査の徹底 ⑦大雨警報発令時の運用管理強化(大雨警報発令時におけるパトロール 体制の構築)
内部溢水影響評価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、建屋外壁境界部の貫通孔に対して、溢水 防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価において考慮済みであ る。

表2 不具合事象に対する内部溢水影響評価での対応状況について(23/23)

件名②	伊方発電所第3号機 総合排水処理装置沈殿池壁面からの水漏れについて
事象発生日等	ACCOUNT OF MARCO ALLEGATION L
事象の概要	6月30日16時19分、伊方発電所3号機総合排水処理装置(管理区域外)のE沈殿池のコンクリート壁より微少の水漏れがあることを運転員が確認した。このため、E沈殿池の排水作業を行い同日18時51分に水漏れは停止し、7月1日15時10分、E沈殿池の水抜きを完了した。漏れた水の量は推定約240リットルであり、分析の結果、法令で定める排水基準値を満たしており、環境への影響はなかった。また、プラント設備への影響および環境への放射能の影響もなかった。調査の結果、水漏れは沈殿池のコンクリート壁の継ぎ目部のひび割れから発生していたことから、コンクリート壁の継ぎ目部を修繕した。その後、沈殿池に水張りを行い漏えいがないことを確認し、8月17日14時55分、通常状態に復旧した。なお、その他の沈殿池の用途は以下の通り。 ・A沈殿池 : E沈殿池と同様。 ・B、F沈殿池:復水脱塩装置で使用する樹脂の再生水を受け入れる。 ・C沈殿池 : 事務所で発生した手洗い、トイレ、食堂等の生活排水を浄化
	処理した水を受け入れる。
	・D沈殿池 : ろ過器の逆洗水など懸濁物を含む水を受け入れる。
再発防止対策	(1) 当該側壁外側のひび割れが生じた部分のコンクリートをはつり撤去、復旧した。 (2) ゴム止水板の修繕は構造上困難なため、その代替として当該側壁内側の継ぎ目部に樹脂系シート型止水工法にて内側からの水の浸入防止処置を実施し、(1) の対策と合わせて水漏れがないことを確認した。 (3) 本事象の発生部位は南側側壁のみであるが、予防保全として北側側壁の内側にも同様の止水工法による水の浸入防止処置を実施した。 (4) 前述の通り A 沈殿池側壁内側の継ぎ目部についても同一仕様であることから、予防保全の水平展開として、2022年度に同様の止水工法による水の浸入防止処置を実施する。 (5) 点検要否の判定基準となる社内マニュアルについて、側壁内側に今回新たに施工した樹脂系シート型止水工法の健全度判定を追加した内容に改正する。 (6) 同マニュアルについて、側壁外側の外観点検頻度を現行の1回/2年から1回/1年に改正する。
内部溢水影響評 価への影響	溢水経路の設定に係る事象であるが、各建屋間(地下トレンチ部含む)の境界 に対しては、溢水防護措置を講ずることとしており、内部溢水影響評価におい
	て考慮済みである
1	C'T/I®\IA* P \ C \ Ø J' Q

への適合確認
7.
$\leftarrow$
1
*
用
「原子力発電所の内部溢水影響評価ガ
**(I)
量式
×
資
紐
K
6
1
Ī
疅
発
7
1
lm۲
Ĭ.

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
1. 総則	1. 総則	
原子力発電所における安全上重要な設備は、多	泊3号炉については、溢水影響を考慮した設計	
重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度を	を実施している。具体的には系統の独立した区画	
もって設計され、適切に維持管理されるなど損傷	への分散配置、区画の入口堰、機器の基礎高さ等	
防止上の配慮がなされている。	の考慮、各建屋最下層に設置されたサンプへの集	
また、安全上重要な設備は、一般的に床から比	積及び排水が可能な設計としている。	
較的高い位置に設置されていること、万一漏えい	今回、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイ	
が発生した場合でも建屋最下層に設置されたサン	ド」(以下「ガイド」という。)に従い、原子炉施	
プに集められ、ポンプにより排水するなど、溢水	設内に設置された機器及び配管の想定破損、火災	
事象に対する配慮がなされた設計としている。	時の消火水の放水、地震による機器の破損(使用	
本評価ガイドは、原子力発電所内で発生する溢	済燃料ピットのスロッシング含む)により発生す	
水に対し、原子炉施設の安全性を損なうことのな	る溢水により設計基準対象施設が安全性を損なう	
いことを評価するものである。	ことのないよう、防護措置その他適切な措置が講	
ここで、考慮する溢水源は、原子炉格納容器	じられていることを確認している。	
内、及び原子炉格納容器外での溢水(施設内の配		
管、機器の破断、火災時の消火散水等)と建屋外		
での溢水(屋外タンク、貯水池)を対象にする。		
1.1 一般	1.1 一般	
原子力規制委員会が定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 12	(1)重要度の特に高い安全機能を有する系統 原子炉の高温停止,低温停止及びその維持に必要	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
条において、発電用原子炉施設内おける溢水等に	な系統設備として、以下の系統設備を抽出した。	
よる損傷の防止として、設計基準対象施設が、発電	①原子炉停止:原子炉停止系,安全保護系	
用原子炉施設内における溢水の発生によりその安	②ほう酸添加:原子炉停止系 (化学体積制御設備	
全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その	のほう酸注入機能)	
他の適切な措置を講じなければならないとしてい	③崩壊熱除去:補助給水設備,主蒸気設備,余熱	
る。本評価ガイドは、当該規定に定める内部溢水防	除去設備	
護に関連して、原子力発電所(以下、「発電所」とい	④1 次系減圧: 1 次冷却系統の減圧機能	
う。)に設置される原子炉施設が、内部溢水に対し	⑤上記系統の関連系:原子炉補機冷却水設備,原	
て、重要度の特に高い安全機能を有する系統の安	子炉補機冷却海水設備,制御用圧縮	
全機能、並びに使用済燃料貯蔵プール(使用済燃料	空気設備,換気空調設備,非常用所	
ピット)の冷却、給水機能が喪失することのないよ	内電源系,空調用冷水設備,電気盤	
う、適切な防護措置が施されているか評価するた	掛	
めの手順の一例を示すものである。また、本評価ガ	⑥その他 :原子炉外乱に対処するために必要な	
イドは、内部溢水影響評価の妥当性を審査官が判	系統設備	
断する際に、参考とするものである。		
本評価ガイドで対象とする溢水源は、発電所内	(2) 使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を有	
に設置される機器の被損及び消火系統等の作動に	する系統	
より発生するものとする。	使用済燃料ピットの冷却及び給水機能を適切に	
ここでいう「発電所内に設置される機器」とは、	維持するために必要な防護対象設備を抽出した。	
発電所内に設置される発電設備及びその関連設備		
のことをいい、この中には、建屋内に収納される原	(3) 建屋外からの溢水	
子炉・タービン及びその附属設備、並びに建屋外に	防護対象設備が設置されている建屋の外から建	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
設置される屋外タンク・海水ポンプ及びその周辺 設備がある。	屋内への溢水影響として、防護対象設備が設置されている建屋に隣接する出入管理建屋、電気建屋	
また、妨害破壊行為等の想定できない意図的な	及びタービン建屋からの溢水並びに屋外タンク及	
活動による放水や漏水による溢水については評価	び地下水からの溢水を抽出した。さらに、自然現	
の対象外とする。	象による溢水影響については、地震、津波、竜巻	
	及び降水による溢水を抽出した。	
1.2 適用範囲		
本評価ガイドは、実用発電用軽水型原子炉施設に適		
用する。		
1.3 関連法規		
<b>一</b>		
1.4 用語の定義		
<b>一</b>		
2. 原子炉施設の溢水評価	2. 原子炉施設の溢水評価	
2.1 溢水源及び溢水量の想定	2.1 溢水源及び溢水量の想定	
溢水源としては、発生要因別に分類した以下の	<b>溢水源としては、ガイドに従い、(1)~(3)の</b>	
湓水を想定する。	発生要因別に分類した溢水を想定している。	
(1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破	(1)、(2) の溢水源の想定については、一系統に	
損等により生じる溢水	おける単一の機器の破損とし、他の系統及び機器は	
(2)発電所内で生じる異常状態(火災を含む)の拡大   健全なものと仮定している。また、一系統にて多重	健全なものと仮定している。また、一系統にて多重	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
防止のために設置される系統からの放水による る浴水	性又は多様性を有する機器がある場合においても、 そのうち単一の機器が破損すると仮定している。	
(3) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水	(3) の地震に起因する溢水量の想定においては、	
ここで、上記 (1)、(3) の溢水源の想定にあたって	耐震B, Cクラスのうち基準地震動による地震力に	
は、一系統における単一の機器の破損とし、他の系統	対して耐震性が確保されない機器や配管からの溢水	
及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて	を評価し、防護対象設備の機能が喪失しないことを	
多重性又は多様性を有する機器がある場合において	確認する。	
も、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。	なお、津波については、海水ポンプを設置している	
ユニット間で共用する建屋及び一体構造の建屋に	循環水ポンプ建屋への津波の流入を考慮しても、海	
設置される機器にあっては、共用、非共用機器に係わ	水ポンプが機能喪失しないことを確認している。	
らずその建屋内で単一の溢水源を想定し、建屋全体の	また、タービン建屋への津波の流入を考量しても	
溢水経路を考慮する。	防護対象設備が設置されている建屋へ溢水が流入し	
なお、上記(3)の地震に起因する溢水量の想定にお	ないことを確認している。	
いて、基準津波によって、取水路、排水路等の経路か	地下水の浸入に対しても、耐震性を有する湧水ピ	
ら安全機能を有する設備周辺への浸水が生じる場合、	ットポンプによる排水が可能であることを確認して	
又は地震時の排水ポンプの停止によって原子炉施設	いる。	
内への地下水の浸入が生じる場合には、その浸水量を		
加味すること。		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
2.1.1 溢水の影響を評価するために想定する機器の 2.	2.1.1 溢水の影響を評価するために想定する機器	
破損等により生じる溢水	の破損等により生じる溢水	
破損を想定する機器は、配管(容器の一部であって、	破損を想定する機器は、ガイド付録Aに従い、配管	
配管形状のものを含む。)とする。配管の破損は、内包	の破損は内包する流体のエネルギーに応じて高エネ	
する流体のエネルギーに応じて①高エネルギー配管	ルギー配管と低エネルギー配管に分類して破損を想	
及び②低エネルギー配管の2種類に分類し、破損を想   定	定している。また、破損を想定する位置は、安全機能	
定する。分類にあたっては、付録Aによること。(解説 一	への影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるもの	
-2.1.1-1)	とした。	
破損を想定する位置は、安全機能への影響が最も大	高エネルギー配管については、完全全周破断を想定	
きくなる位置で漏水が生じるものとする。ただし、配しい	した溢水影響評価を実施した。一部の高エネルギー配	
管の高さや引き回し等の関係から保有水量の流出範 管	管については、ガイドに従い応力評価を実施し、評価	
囲が明確に示せる場合は、その範囲の保有水量を放出 結	結果に基づき貫通クラックを想定する等の影響評価	
するものとして溢水量を算出できる。(流体を内包す を)	を実施した。	
る配管の破損による溢水の詳細評価については附属	低エネルギー配管については、網羅的に発生応力評	
書Aを参照のこと。) 価	価を行い配管の健全性を確認した。	
溢水量は、以下を考慮して破損を想定する系統が漏	低エネルギー配管に分類される循環水管の破損評	
えいするものとして求める。	価は、全円周状破損を想定する地震による溢水影響	
・高エネルギー配管については、完全全周破断 評	評価で代表した。	
・低エネルギー配管については、配管内径の1/2の	なお、高エネルギー配管の一部及び低エネルギー	
長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック(以 配)	配管の一部に付属書Aの想定破損除外を適用した。	
下、「貫通クラック」という。) (解説-2.1.1-2)	また、溢水量は、溢水の検知による隔離(自動隔	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
なお、循環水管の破損は、過去の事例等を考慮して 伸縮継手部に設定すること。(解説-2.1.1-3)	離及び手動隔離)を考慮し、漏洩停止までの時間を 考慮して算定した。 たお、運転員の手動梅化による漏さい停止につい	
ただし、漏えいを検出する機能が設置され、自動又は毛軸梅作にトロケー漏さいを停止させるトレジ	ては、保安規定の下位規定にその手順を明確にする	
はナシストにより、MMイ、AFLEできってが、この機能を考慮することができる。また、漏えい停止機能を期待する場合は、停止まで	્રેં	
の適切な時間を考慮して溢水量を求めることができる。(付録B参照)		
漏えい停止を運転員等の手動操作に期待する場合		
にあたっては、保安規定又はその下位規定にその手順が明確にされていること。		
解説-2.1.1-1 流体を内包する容器の破損による漏水について		
容器の破損による溢水については、接続される配管		
の破損による溢水の評価に代表する。 解説-2.1.1-2 低エネルギー配管に想定する貫通ク		
ブック		
本評価ガイドでは、低エネルギー配管について貫通		
クラックを想定することを原則としている。これは、		
低エネルギー配管については、配管に破損が生じたと		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
しても、低温低圧で使用されるため配管応力は小さ		
く、また、負荷変動の少ない運転形態のため応力の変		
動も少なく疲労によるき裂の進展は小さいことから、		
(1/2)D×(1/2)t クラックを想定すれば保守的な評価		
となるという考え方に基づいている。この考え方は、		
米国NRCのBTP 3-4を参考としている。		
また、低エネルギー配管に想定する貫通クラックの		
計算に用いる配管径は、内径としている。		
これは、技術基準第 40 条 (廃棄物貯蔵設備等)の		
解釈 4 において廃棄物貯蔵設備に設置する堰の高さ		
を求める計算において内径寸法を基準としているこ		
と、また、米国の配管破損の想定においても内径を使		
用して貫通クラックの計算を行っていることから、こ		
れらとの整合を図ったものである。		
解説-2.1.1-3 「過去の事例等」		
米国においては、循環水系の弁急閉によるウォータ		
ーハンマー事象により伸縮継手部から大漏えいが発		
生した事例があるが、国内において大漏えいは発生し		
ていない。		
このため、循環水管の伸縮継手部の破損想定にあた		
っては、循環水系バタフライ弁急閉防止対策等の適切		
な対策が採られていれば、破損形状は低エネルギー配		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
管と同様貫通クラックを想定することができる。		
2.1.2 発電所内で生じる異常状態 (火災を含む)の		
拡大防止のために設置される設備からの放水による	2.1.2 発電所内で生じる異常状態 (火災を含む)の	
箔木	拡大防止のために設置されている設備からの放水に	
(1) 火災時に考慮する消火水系統からの放水による	よる溢水	
額	(1)火災時に考慮する消火水系からの放水による溢	
a. 火災検知により自動作動するスプリンクラーか	*	
らの技术	a. 火災検知により自動作動するスプリンクラーか	
溢水防護区画に自動作動するスプリンクラーが設	ら の 放 大	
置される場合は、その作動 (誤作動を含む) による放	防護対象設備が設置されている建屋には, 自動	
水を想定する。	作動するスプリンクラーは設置しない設計とし,	
また、溢水防護区画にスプリンクラーが設置されて	防護対象設備が設置されていないことから、これ	
いない場合であっても、溢水防護区画外のスプリンク	による放水は想定していない。	
ラーの作動によって、溢水防護区画に消火水が流入す		
る可能性がある場合は、その作動による溢水を考慮す		
る。溢水量は、スプリンクラーの作動時間を考慮して		
算出する。		
なお、スプリンクラーの作動による溢水は、複数区		
画での同時放水が想定される場合には、そのすべての		
区画での放水を想定する。		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
b. 建屋内の消火活動のために設置される消火栓か		
らの放水	b. 建屋内の消火活動のために設置される消火栓か	
溢水防護区画での火災発生時に、消火栓による消火	らの放水	
活動が想定される場合については、消火活動にともな	建屋内での消火栓による消火活動を想定し、消	
う放水を想定する。	火活動が連続して実施される時間を見込んで溢水	
また、溢水防護区画で消火活動が想定されていない	量を算出した。具体的には原則として3時間の消火	
場合であっても、溢水防護区画外の消火活動によって	活動を想定して溢水量を算出するが、火災源が小	
影響を受ける場合は、その放水による溢水を考慮す	さいエリアについては、日本電気協会電気技術指	
Š	針「原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-	
溢水量は、消火栓による消火活動が連続して実施さ	2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及	
れることを見込み算定する。(解説-2.1.2-1)	び「等価火災時間」を考慮し算出した。なお、消	
ただし、火災源が小さい場合は、火災荷重に基づく	火活動における消火栓からのホース引き回し経路	
等価時間により算定することができる。(解説-2.1.2-	から、扉の開放が想定される場合には、隣接エリ	
1)	アについても滞留エリアとして考慮して評価し	
なお、当該区画にスプリンクラーが設置され、スプ	た。	
リンクラー装置の作動による溢水がある場合は、スプ		
リンクラーからの放水量を溢水量とする。それ以外の		
場所においては、消火栓からの放水量を溢水量とす		
Š		
解説-2.1.2-1 「消火栓からの溢水量」算出の例		
消火栓からの溢水量の算出にあたっては、原子力発		
電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010) の解説-4-9   耐		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
火壁」には2時間の耐火性能と記載されているが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護規定に係る審査基準」に規定する3時間の耐火性能を基本とすることとし、消火装置が作動する時間を保守的に3		
時間と想定して溢水量を算定する。火災源が小さい場合は、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-2010)」解説-4-9(1)の規定による「水災結番」及び「等価時間」で質出すステンがで		
きる。また、水を使用しない消火手段を組み合わせている場合には、それを考慮して消火栓からの溢水量を質定して良い。		
ギー配管破損とスプリン き生する溢水	(2) 高エネルギー配管破損とスプリンクラーからの放水が同時に発生する溢水	
溢水防護区画に自動作動するスプリンクラーと高エネルギー配管が存在する場合については、火災を検ェ	防護対象設備が設置されている建屋にスプリンクラーは設置されていないことから、高エネルギー・	
知して作動するスプリンクラーからの放水と高エネルギー配管破損による溢水を合わせて想定する。なな、 ヶ災の始知シュティ及バスプリンカラーの作動力	一配管破損とスプリンクラーからの放水の同時発 生は想定していない。	
ないスペンでなって、コスウン・ファック 式から、高エネルギー配管の破損によってもスプリンクラーが作動しないことの根拠と妥当性が示される 場合は、高エネルギー配管破断とスプリンクラーから の放水による溢水を合わせて想定しないとしても良		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
い。 スプリンクラーの作動による溢水量は、項目(1)に 従い算出する。また、高エネルギー配管からの溢水量 は、項目 2.1.1 に従い算出する。		
(3) 原子炉格納容器スプレイ系統からの放水による 溢水 原子炉格納容器スプレイ系統が機器の動作等(誤 動作も含む)により放出されるスプレイ水を想定する。 溢水量は、全ての原子炉格納容器スプレイポンプ が作動し定格のスプレイ流量が放出され、運転員がポ とする。 ただし、誤動作に対しては、原子炉格納容器スプレイ イ系統において誤動作が発生しないようにインター ロック等の対策が講じられていれば、スプレイ水によ る溢水を考慮しないことができる。	(3) 原子炉格納容器スプレイ系統からの放水による 溢水 格納容器スプレイ系は単一故障による誤動作 が発生しないよう設計上考慮されているため、 誤作動は想定不要である。また、原子炉格納容 器内の防護対象設備は耐環境性仕様となってい ることから、溢水による影響を受けることはな いため、これによる溢水は想定しない。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
2.1.3 地震に起因する機器の破損等により生じる溢	2.1.3 地震に起因する機器の破損等により生じる	
¥	游水	
(1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水	(1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水	
流体を内包する機器(配管、容器)のうち、基準地	耐震Sクラスの機器については、基準地震動	
震動による地震力によって、破損が生じるとされる機	による地震力によって破損が生じないことから	
器について、破損を想定する。	溢水源として想定しない。	
基準地震動によって破損し漏水が生じる機器とは、	また、耐震B, Cクラスの機器のうち、耐震	
基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドにお	Sクラスの機器と同様に基準地震動Ssによる地	
いて、耐震設計上の重要度分類B, C クラスに分類	震力に対して耐震強度評価により耐震性が確保	
される機器(以下、「B,C クラス機器」という。)と	されるもの (水位制限によるものを含む。)、又	
する。	は耐震対策工事により耐震性を確保するものは	
ただし、B, Cクラス機器であっても、基準地震動	溢水源としない。	
による地震力に対して耐震性が確保されるものにつ		
いては、漏水を考慮しないことができる。(解説-		
2.1.3-1)		
漏水が生じるとした機器のうち、防護対象設備への		
溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるも		
のとする。		
溢水量は、以下を考慮して求める。	溢水量は、以下を考慮して求める。	
①配管の場合は、完全全周破断とし、系統の全保有水	① 配管の場合は、原則、配管の高さ、引き回し	
量が漏えいするものとする。なお、配管の高さや引き	等を考慮せず、完全全周破断とし、系統の全	

原子力発電所の内部流水影響評価カイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
回し等の関係から保有水量の流出範囲が明確に示せ	保有水量が漏えいするものとする。また、循	
る場合は、その範囲の保有水量を放出するものとして	環水管の破損を想定する場合は、耐震強度を	
溢水量を算出できる。	考慮して伸縮継手部が全円周状に破損する	
ただし、循環水管に破損を想定する場合は、循環	として溢水量を求める。	
水管の構造強度		
を考慮して、伸縮継手部が全円周状に破損するとして		
<b>溢水量を求めることができる。</b>		
②容器の場合は、容器内保有水の全量流出を想定す	② 容器の場合は、容器内保有水の全量流出を想	
° €	定する。	
	③ 漏えいを検出する機能が設置され、手動操作	
③漏えいを検出する機能が設置され、自動又は手動操	によって、漏えいを停止させることができる	
作によって、漏えいを停止させることができる場合	場合は、地震発生から停止までの操作時間を	
は、この機能を考慮することができる。	考慮して溢水量を評価する。また、運転操作	
漏えい停止機能に期待する場合は、停止までの適切	手順については保安規定の下位規定にその	
な時間を考慮して溢水量を求めることができる(付録	手順を明確にする。	
B参照)。ただし、地震時において漏えいを自動で停		
止させる場合には、自動で作動する機器、信号などが		
地震時においても機能喪失しないことが示されてい		
なければならない。		
また、手動で停止させる場合には、停止までの操作		
時間が地震時においても妥当であることが示されて		
いなければならない。		

備考	
治原子力発電所3号炉での評価結果	<ul><li>(2) 使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる溢水</li><li>基準地震動による使用済燃料ピットのスロッシング評価を行い、使用済燃料ピットからの溢水量を評価した。</li></ul>
原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	漏えい停止を運転員等の手動操作に期待する場合にあたっては、保安規定又はその下部規定にその手順が開催にされていなければならない。解説-2.1.3-1 「B, Cクラス機器であっても、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるもの」について基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものとは、製作上の裕度等を考慮することにより、基準地震動による地震力に対して耐震性を有すると評価できるものをいう。  (2) 使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる溢水 株 は用済燃料貯蔵プール水が基準地震動による地震力によって生じるスロッシングによってプール外へ漏水する可能性がある場合は、溢水源として想定する。

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
<ul><li>2.2 溢水影響評価</li><li>2.2.1 安全設備に対する溢水影響評価 溢水に対する原子炉施設の安全確保の考え方は、以</li></ul>	<ul><li>2.2 溢水影響評価</li><li>2.2.1 安全設備に対する溢水影響評価 流水の影響評価に当たっては、発電所内で発生し</li></ul>	
下のとおりとする。 溢水の影響評価にあたっては、発電所内で発生した 溢水に対して、重要度の特に高い安全機能を有する系	た溢水に対して、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を失わないこと(多重性又は多様性を有する系統が同時にその機能を失わない	
統が、その安全機能を失わないこと(多重性または多様性を有する系統が同時にその機能を失わないこと) を確認する。	こと)を確認した。	
溢水により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響(溢水)を考慮し、安全評価指針に基づき安全解析を		
11 ノンダルのも。 また、中央制御室及び現場操作が必要な設備については、溢水の影響により接近の可能性が失われないことも評価対象とする。	溢水評価において、現場操作が必要な設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品等による影響を考慮しても運転員による操作場所までのアクセスが可能であることを確認した。	
2.2.2 溢水から防護すべき対象設備 2.1項の溢水源及び溢水量の想定にあたっては発生 要因別に分類したが、溢水から防護すべき対象設備	2.2.2 溢水から防護すべき対象設備 溢水防護上必要な機能を有する系統として,安全機 能を有する構築物、系統及び機器の中から、原子炉	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
は、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備を防護対象設備とする。	を高温停止でき,引き続き低温停止,及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するため,また,停止状態にある場合は,引き続きその状態を維持するために必要となる「重要度分類審査指針」における分類のクラス1,クラス2及びクラス3に属する構築物,系統及び機器を抽出した。その上で、「重要度の特に高い安全機能を有する系統1として、重要度分類審査指針及び設置許可基準規則第十二条を参照の上、該当する系統を抽出し、その安全機能を適切に維持するために必要な設備を防護対象として選定した。	
2.2.3 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画は、2.2.2項に該当 する溢水防護対象設備が設置されている全ての区画、 中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス 通路について設定すること。 全ての防護対象設備が対象となっていることを確 認するために、2.2.2項に該当する防護対象設備の系 統図及び配置図とを照合しなければならない。また、 アクセス通路については、図面等により図示されていることを確	2.2.3 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する溢水防護区画を設定し、防護対 象設備の系統図及び配置図の照合により、すべての 防護対象設備が対象となっていることを確認してい る。 また、溢水影響評価において、現場操作が必要な 設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放射線 量、薬品等による影響を考慮しても運転員による操 作場所までのアクセスが可能であることを確認して いる。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	消原子力発電所3号炉での評価結果	備考
なお、同じ部屋であっても、溢水による影響を考慮 した堰等で区切られている場合には、区切られた区画 を溢水防護区画として取り扱うことができる。		
2.2.4 溢水影響評価 溢水影響評価においては、評価対象区画で想定される溢水事象に対し、その防護対象設備が没水、被水又は蒸気の影響を受けずその機能が確保されるか否かを評価する(図-1)。 評価対象区画は、漏えい想定箇所を起点とした溢水経路上に存在する全ての溢水防護区画を対象とする。	2.2.4 溢水影響評価 溢水影響評価においては、防護対象設備が没水、被 水又は蒸気の影響に対しその機能が確保されている ことを確認した。 溢水防護区画は、漏えい想定箇所を起点とした溢 水経路上に存在するすべての溢水防護区画を対象と した。	
(1) 溢水経路の設定 流水経路の設定にあたっては、溢水防護区画内漏え いと溢水防護区画外漏えいでの2通りの溢水経路を 想定する。 a. 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路 場合、防護対象機器の存在する溢水防護区画の水位が 最も高くなるように当該溢水区画から他区画への流 出がないように溢水経路を設定する。 評価を行う場合の各構成要素の溢水に対する考え	(1) 溢水経路の設定	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
方を以下に示す。		
(a) 床ドレン	(a) 床ドレン	
評価対象区画に床ドレン配管が設置され他の区画	溢水防護区画に床ドレン配管が設置され他	
とつながっている場合であっても、目皿が100場合	の区画とつながっている場合であっても、他	
は、他の区画への流出に想定しないものとする。	の区画への流出は想定していない。	
ただし、同一区画に目皿が複数ある場合は、流出量		
の最も大きい床ドレン配管1本からの流出は期待で		
きないものとする。この場合には、床ドレン配管にお		
ける単位時間あたりの流出量を算出し、溢水水位を評		
角ずること。		
(b) 床面開口部及び床貫通部	(b) 床面開口部及び床貫通部	
評価対象区画床面に床開口部又は貫通部が設置さ	溢水防護区画床面に床面開口部又は床貫通	
れている場合であっても、床面開口部又は床貫通部か	部が設置されている場合であっても、床面開	
ら他の区画への流出は、考慮しないものとする。ただ	口部又は床貫通部から他の区画への流出は考	
し、以下に掲げる場合は、評価対象区画から他の区画	慮しない。ただし、明らかに流出が期待できる	
への流出を期待することができる。	ことを定量的に確認できる場合は溢水防護区	
流出を期待する場合は、床開口部及び床貫通部にお	画から他の区画への流出を考慮する。	
ける単位時間あたりの流出量を算出し、溢水水位を評		
角すること。		
①評価対象区画の床貫通部にあっては、貫通する配		
管、ダクト、ケーブルトレイ又は電線管と貫通部との		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
間に隙間があって、明らかに流出が期待できることを定量的に確認できる場合 ②評価対象区画の床面開口部にあっては、明らかに流出が期待できることを定量的に確認できる場合		
(c) 壁貫通部 評価対象区画の境界壁に貫通部が設置され、隣との 区画の貫通部が溢水による水位より低い位置にある 場合であっても、その貫通部からの流出は考慮しない ものとする。 ただし、当該壁貫通部を貫通する配管、ダクト、ケ ーブルトレイ又は電線管と貫通部との間に隙間があって、明らかに流出が期待できることを定量的に確認 できる場合は、他の区画への流出を考慮することがで	(c) 壁貫通部 溢水防護区画の境界壁の貫通部が溢水による水位より低い位置にある場合であっても、 その貫通部からの流出は考慮しない。	
きる。 流出を期待する場合は、壁貫通部における単位時間 あたりの流出量を算出し、溢水水位を評価すること (d) 扉 評価対象区画に扉が設置されている場合であって も、当該扉から隣室への流出は考慮しないものとす る。	(d) 扉 溢水防護区画に扉が設置されている場合で あっても、当該扉から隣室への流出は考慮し ない。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
(e) 排水設備 評価対象区画に排水設備が設置されている場合で あっても、当該区画の排水は考慮しないものとする。 ただし、溢水防止対策として排水設備を設置すること が設計上考慮されており、工事計画の認可を受ける等 明らかに排水が期待できることを定量的に確認でき る場合には、当該区画からの排水を考慮することがで きる。	(e) 排水設備 溢水防護区画に排水設備が設置されている 場合であっても、当該区画の排水は考慮しな い。	
b. 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路 温水防護区画外漏えいでの溢水経路の評価を行う 場合、防護対象機器の存在する溢水防護区画の水位が 最も高く(当該溢水区画に流出する水量は多く、排出 する流量は少なくなるように設定)なるように溢水経 路を設定する。 評価を行う場合の各構成要素の溢水に対する考え 方を以下に示す。	b. 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路の評価を行う場合、防護対象設備の存在する溢水防護区画の水 位が最も高くなるように溢水経路を設定している。	
(a) 床ドレン 評価対象区画の床ドレン配管が他の区画とつながっている場合であって、他の区画の溢水水位が評価対象区画より高い場合は、水位差によって発生する流入量を考慮する。	<ul><li>(a) 床ドレン 溢水防護区画の床ドレン配管が他の区画と つながっている場合は、水位差による流入量 を考慮している。 ただし、溢水防護区画内に設置されている</li></ul>	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
ただし、評価対象区画内に設置されている床ドレン配符に沿途は沿途は止金が設置されている場合は、タの効果を	ドレン配管に逆止弁が設置されている場合は タの効果を考慮している	
Bにどがいカイル・欧巨CAできる。 老庫することができる。	。ることの場では大ないのでも	
(b) 天井面開口部及び貫通部	(b) 天井面開口部及び貫通部	
評価対象区画の天井面に開口部又は貫通部がある	溢水防護区画の天井面に開口部又は貫通部	
場合は、上部の区画で発生した溢水量の全量が流入す	がある場合は、上部の区画で発生した溢水量	
るものとする。	の全量が流入するものとしている。	
ただし、天井面開口部が鋼製又はコンクリート製の蓋	ただし、開口部又は貫通部に流出防止対策	
で覆われたハッチに防水処理が施されている場合又	が施されている場合は、溢水防護区画への流	
は天井面貫通部に密封処理等の流出防止対策が施さ	入は考慮していない。	
れている場合は、評価対象区画への流入は考慮しない		
ことができる。		
なお、評価対象区画上部にある他の区画に蓄積され		
た溢水が、当該区画に残留すると評価できる場合は、		
その残留水の流出は考慮しなくてもよい。		
(c) 壁貫通部	(c) 壁貫通部	
評価対象区画の境界壁に貫通部が設置されている	溢水防護区画の境界壁に貫通部が設置され	
場合であって、隣の区画の溢水による水位が貫通部よ	ている場合であって、隣の区画の溢水による	
り高い位置にある場合は、隣室との水位差によって発	水位が貫通部より高い位置にある場合は、隣	
生する流入量を考慮する。	室との水位差によって発生する流入量を考慮	
ただし、評価対象区画の境界壁に貫通部に密封処理等	している。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
の流出防止対策が施されている場合は、評価対象区画への流入は考慮しないことができる。		
道 (P)		
評価対象区画に扉が設置されている場合は、隣室と	<b></b>	
の水位差によって発生する流入量を考慮する。当該扉	溢水防護区画に扉が設置されている場合	
が水密扉である場合は、流入を考慮しないことができ	は、隣室との水位差によって発生する流入量	
る。ただし、水密扉は、溢水時に想定される水位によ	を考慮している。	
り発生する水圧に対し水密性が確保でき、その水圧に	ただし、水密扉については、水圧による水密	
耐えられる強度を有している場合に限る。	性の確保でき、その水圧に耐えられる強度を	
(e) <b></b>	有しており、流入を考慮していない。	
溢水が発生している区画に堰が設置されている場	(e) 堰	
合であって、他に流出経路が存在しない場合は、当該	溢水が発生している区画に堰が設置され、	
区画で発生した溢水は堰の高さまで蓄積されるもの	他に流出経路が存在しない場合は、当該区画	
とする。	で発生した溢水は堰の高さまで蓄積されるも	
(f) 排水設備	のとしている。	
評価対象区画に排水設備が設置されている場合で	(f) 排水設備	
あっても、当該区画の排水は考慮しないものとする。	溢水防護区画に排水設備が設置されている	
ただし、溢水防止対策として排水設備を設置すること	場合であっても、当該区画の排水は考慮しな	
が設計上考慮されており、工事計画の認可を受けてい	°\2	
る等明らかに排水が期待できることを定量的に確認		
できる場合には、当該区画からの排水を考慮すること		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
ができる。	c. 溢水伝播 上層階の溢水は階段あるいは機器ハッチを 経由して下層階へ伝播する。下層階への伝播 については、下層階における溢水の伝播先を 特定し、上層階からの溢水量全量が流入する ものとする。	
(2) 溢水防護区画の評価に用いる各項目の算定溢水防護区画の評価で没水、被水評価の対象区画の分類例を図-2 に示す。また、溢水防護区画の評価で蒸気評価の対象区画の分類例を図-3 に示す。各項目の質定方法を以下に示す。	(2) 溢水防護区画の評価に用いる各項目の算定	
a. 没水評価に用いる水位の算出方法 影響評価に用いる水位の算出は、漏えい発生階とその経路上の評価対象区画の全てに対して行う。 水位:Hは、下式に基づいて算出する。	a. 没水評価に用いる水位の算出方法 影響評価に用いる水位の算出は、漏えい発生階と その経路上の溢水防護区画のすべてに対して行っ ている。 水位: Hは、下式に基づいて算出した。	
H=Q/A ただし、各項目は以下とする。 $Q: 流入量 (m^3)$ [2.1	H=Q/A Q:流入量(m³) A:滞留面積(m²) 滞留面積は、コンクリート基礎等の範囲を除く有 効面積を滞留面積として評価している。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
量に基づき、「2.2.4(1) 溢水経路の設定」の溢水経路の評価に基づき評価対象区画への流入量を算出する。 A:滞留面積 (m²) 評価対象区画内と溢水経路に存在する区画の総面積を滞留面積として評価する。		
なお、滞留面積は、壁及び床の盛り上がり(コンク リート基礎等)範囲を除く有効面積を滞留面積とする。		
b. 被水評価に用いる飛散距離の算出方法 被水評価に用いる飛散距離の算出は、防護対象設備 ※セケナス 区画を対象に会る。	b. 被水評価に用いる飛散距離の算出方法 防護対象設備が設置されている評価対象区画内 ア※少海しなり個を配路がた在する個合は、200	
が作品があた回るの家にはつ。 飛散距離X:Xは次式を用いて算出する。(図-4)	で置く終っまり下りによっています。 の	
$X = \frac{\tan \phi + \sqrt{\tan^2 \phi + (2gH) / (V^2 \cos^2 \phi)}}{g / (V^2 \cos^2 \phi)}$	破水に対して対策が必要な機器については、必要により保護カバー等による被水防護対策を実施する。	
$V = \sqrt{2gP/\gamma}$ (トリチュリの定理) ただし、各項目は以下とする。		
V=噴出速度		
し、飛散距離Xが最大となるφを採用する) H=破損位置の床上高さ(m)		
g=重力加速度(m/s²)		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
P=管内圧力(Pa)  y=水の比重量(kg/m³) なお、上記の式は空気抵抗を考慮していない安全側の評価式であるため、必要に応じて空気抵抗を考慮することができる。この場合、考慮した空気抵抗の値については、使用した値の妥当性を示すこと。 蒸気評価に用いる拡散範囲の算出方法 蒸気評価に用いる拡散範囲の算出方法 素気評価に用いる拡散範囲の算出方法 がて妥当な評価範囲を設定する。 評価手法を用いて拡散範囲の算出を行わない場合は、保守側に連通した複数の区画全体に蒸気が拡散するものとする。 ただし、評価方法として、汎用3次元流体ソフトウェア等を用いて拡散範囲を算出する場合には、使用した解析コードの蒸気拡散計算への適用性と評価条件を示すこと。	c. 蒸気評価に用いる拡散範囲の算出方法 環境への影響が大きいと考えられる蒸気漏えい に関しては、蒸気漏えい自動検知、遠隔隔離(自 動又は手動)による対策を実施することとしてお り、対策の最適化を図ったうえで、蒸気の拡散範 囲を算出した。	
(3) 影響評価 原子力発電所内で発生する溢水に対して、防護すべ き対象機器が、以下に示す没水、被水及び蒸気の要求 を満足しているか確認する。	(3) 影響評価 原子力発電所内で発生する溢水に対して、防護 すべき対象機器が没水、被水及び蒸気の要求を満 足していることを確認した。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果 備3	備考
a. 没水による影響評価 想定される溢水源に基づいて評価した評価対象区	a. 没水による影響評価 溢水源に基づいて評価した溢水防護区画におけ	
画における最高水位が、2.2.2項で選定された防護対	る最高水位が、防護対象設備の設置位置(機能喪	
象設備の設置位置を超えないことを確認する。	失高さ)を超えないことを確認している。	
また、中央制御室及び現場操作が必要な設備へのア	また、溢水影響評価において、現場操作が必要	
クセス通路にあっては、歩行に影響のない水位 (階段	な設備に対しては、必要に応じて環境の温度、放	
堰高さ)であること及び必要に応じて環境の温度、放	射線量、薬品等による影響を考慮しても運転員に	
射線量を考慮しても接近の可能性が失われないこと	よる操作場所までのアクセスが可能であることを	
を確認する。	確認している。	
上記、設置位置及びアクセス通路の水位が判断基準		
を超える場合又は環境の温度、放射線により現場操作		
が必要な設備へ接近できないと判断される場合は、防		
護対象設備の機能は期待できないものとする。		
b. 被水による影響評価	b. 被水による影響評価	
評価対象区画に設置されている防護対象設備の被	溢水源となる配管に対して、防護対象設備が多	
水による影響については、以下の項目について確認す	重性又は多様性を有し、各々が別区画に設置され	
° €	ているか、被水防護措置がなされているか等の観	
防護対象設備から溢水源となる配管が直視できる	点から対策が必要な設備を抽出し、必要により被	
場合には、図-5 に示す被水の影響評価の考え方に従	水防護対策を実施する。	
い確認する。また、溢水源となる配管については、配		
管径に関係なく、被水による影響評価を実施する。(解		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
説-2.2.4-2)		
① 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて		
いる場合は、防護対象設備に対し被水防護措置が		
なされていることを確認する。		
② 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて		
いない場合は、天井面に開口部又は貫通部が存在		
しないことを確認する。		
③ 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて		
おらず、かつ、天井面に開口部又は貫通部が存在		
する場合は、当該開口部及び貫通部に密封処理等		
の流出防止対策がなされていることを確認する。		
④ 評価対象区画に流体を内包する機器が設置されて		
おらず、天井面に開口部又は貫通部が存在し、か		
つ、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防		
止対策がなされていない場合にあっては、防護対		
象設備に対し被水防護措置がなされていることを		
確認する。		
⑤ ①~④を満足しない場合は、防護対象設備が、防		
滴仕様であることを確認する。		
⑥ 中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセ		
ス通路にあっては、必要に応じて環境の温度、放		
射線量を考慮しても接近の可能性が失われないこ		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
とを確認する。 上記、①~⑥を満足しない場合には、防護対象設備の機能は期待できないものとする。 ①項の「被水防護措置」とは、障壁による分離、距離による分離及び防水板等による被水防護等をいい、被水防護措置がなされている場合の例を図ー6に示す。解説-2.2.4-2「被水による影響評価」 被水による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価の対象となる溢水源と同じである。 「溢水源となる配管については、配管径に関係なく被水による影響評価を実施する。」としたのは、25A以下の配管においても、破断時の溢水量は、それを超える口径の配管破断時より少ないが、溢水の飛散による助護対象設備への影響を考慮する必要があるからである。 京価対象区画に設置されている防護対象設備の蒸気による影響については、以下の項目について確認する。 防護対象設備から溢水源となる同じ区画にある場合には、図-7 に示す蒸気の影響評価の考え方に従い	c. 蒸気による影響評価 高エネルギー配管については、完全全周破断を 想定し、蒸気の影響評価を実施する。一部の高エ ネルギー配管については、ガイドに従い応力評価 を実施し、評価結果に基づき賃通クラックを想定 する等の影響評価を実施する。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
確認する。 また、溢水源となる高エネルギー配管については、 配管径に関係なく、蒸気による影響評価を実施する。	環境への影響が大きいと考えられる蒸気漏えい に関しては、蒸気漏えい自動検知、遠隔隔離(自動 又は手動)による対策を実施することとしており、	
(解說-2.2.4-3)	対策の最適化を図ったうえで、蒸気の拡散範囲を算	
① 評価対象区画に蒸気を内包する機器が設置されている場合は、防護対象設備に対し蒸気防護措置が	出する。	
なされていることを確認する。 ② 評価対象区画に蒸気を内包する機器が設置されて		
③ 評価対象区画に蒸気を内包する機器が設置されて		
おらず、かつ、天井面に開口部又は貫通部が存在する場合は、当該開口部及び貫通部に密封処理等		
の流出防止対策がなされていることを確認する。		
3 日間なる日間に派入されるのでは、改合が、天井面に開口部又は貫通部が存在し、か		
つ、当該開口部及び貫通部に密封処理等の流出防		
止対策がなされていない場合にあっては、防護対		
象設備に対し蒸気防護措置がなされていることを		
確認する。		
⑤ ①~④を満足しない場合は、防護対象設備が、耐		
蒸気仕様(想定される温度等を考慮した仕様)で		

あることを確認する。  ⑤ 中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路にあっては、必要に応じて環境の温度、放射線量を考慮しても接近の可能性が失われないことを確認する。 上記、①~⑥を満足しない場合は、防護対象設備の機能は期待できないものとする。  ④の「蒸気防護措置」とは、気流による分離等による蒸気防護処置等をいう。 解説-2.2.4-3「蒸気による影響評価」 素気による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価における溢水源の考え方は、没水による影響評価における溢水源と同じである。 「溢水源となる高エネルギー配管については、配管径に関係なく、蒸気による影響評価を実施する。」としたのは、25A以下の配管においても、破断時の溢水量	原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
④の「蒸気防護措置」とは、気流による分離、ケーブル端子箱の密封処理による分離等による蒸気防護処置等をいう。 電等をいう。 解説-2.2.4-3「蒸気による影響評価」 蒸気による影響評価の対象となる溢水源の考え方 は、没水による影響評価における溢水源と同じであ る。 「溢水源となる高エネルギー配管については、配管径 に関係なく、蒸気による影響評価を実施する。」とし たのは、25A以下の配管においても、破断時の溢水量			
は、それを超える口径の配管破断時より少ないが、蒸気の拡散による防護対象設備への影響を考慮する必要があるからである。	④の「蒸気防護措置」とは、気流による分離、ケーブル端子箱の密封処理による分離等による蒸気防護処置等をいう。 電等をいう。 解説-2.2.4-3「蒸気による影響評価」 蒸気による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価の対象となる溢水源の考え方は、没水による影響評価における溢水源と同じである。 たのは、25A以下の配管においても、破断時の溢水量にのは、25A以下の配管破断時より少ないが、蒸気の拡散による防護対象設備への影響を考慮する必要があるからである。		

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
(4) 溢水による影響評価の判定 (3) の影響評価の結果から内部溢水に対して、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を存する系統が、その安全機能を失わないこと(信頼性要求に基づき独立性が確保され、多重性又は多様性を有する系統が同時にその機能を失わないこと)。 内部溢水により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響、(溢水)を考慮し、安全評価指針に基づき安全解析を行う必要がある。	(4) 溢水による影響評価の判定 内部溢水に対して、防護対象設備が、その安全 機能を失わないこと(多重性又は多様性を有する 系統が同時にその機能を失わないこと)を確認し た。 また、原子炉外乱が発生する場合には、事故 時等の単一故障を想定しても異常状態を収束で きるよう必要に応じて対策を実施する。	
<ul><li>3. 使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット)の溢水評価</li><li>3.1 溢水源及び溢水量の想定溢水源としては、2.1項の原子炉施設の溢水源及び 溢水量の想定と同じ溢水源と溢水量を想定する。</li></ul>	<ol> <li>3. 使用済燃料ピットの溢水評価</li> <li>3.1 溢水源及び溢水量の想定 溢水源としては、2.1項の原子炉施設の溢水源及び溢水量の想定と同じ溢水源と溢水量を想定している。</li> </ol>	
3.1.1 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水 配質の破損は、2.1.1項の原子炉施設と同じように	3.1.1 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水破損を想定する機器は、ガイド付録Aに従い、配管	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
内包する流体のエネルギーに応じて①高エネルギー 配管及び②低エネルギー配管の2種類に分類し、破損 を想定する。 ・高エネルギー配管については、完全全周破断 ・低エネルギー配管については、配管内径の1/2の 長さと配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック (以下、「貫通クラック」という。)	の破損は内包する流体のエネルギーに応じて高エネルギー配管と低エネルギー配管に分類して破損を想定した。また、破損を想定する位置は、安全機能への影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとした。 高エネルギー配管については、完全全周破断を想定した溢水影響評価を実施した。 一部の高エネルギー配管については、ガイドに従い応力評価を実施し、評価結果に基づき貫通クラックを想定する等の影響評価を実施した。	
3.1.2 発電所内で生じる異常状態 (火災を含む) の 拡大防止のために設置されている設備からの放水に よる溢水 (1) 火災時に考慮する消火水系統からの放水による 溢水 水災時に考慮する消火水系統からの放水による 水は、2.1.2項の原子炉施設と同じように以下の2項 目を想定する。	3.1.2 発電所内で生じる異常状態 (火災を含む) の拡大防止のために設置されている設備からの放水による溢水(1) 火災時に考慮する消火水系からの放水による溢水水	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	治原子力発電所3号炉での評価結果	備考
a. 火災検知により自動作動するスプリンクラーからの放水	a. 火災検知により自動作動するスプリンクラーからの放水 らの放水 防護対象設備が設置されている建屋には,自 動作軸するスプリンクラーは設置しまれていたい	
b. 建屋内の消火活動のために設置される消火栓か	b.	
らの放水	らの放水建屋内での消火栓による消火活動を想定し、消費をおいます。	
	次倍期が準続して夫施される時間を兄込んで強水量を算出している。具体的には原則として3時間の消火活動を想定して溢水量を算出するが、火災	
	源が小さいエリアについては、日本電気協会電気 技術指針「原子力発電所の火災防護指針	
	(JEAG4607-2010)」解説-4-5(1)の規定による「火災荷重」及び「等価火災時間」を考慮し算出している。 たお、消水活動における消水枠からの	
	ホース引き回し経路から、扉の開放が想定される場合には、隣接エリアについても滞留エリアとし	
	て考慮して評価した。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
<ul> <li>3.1.3 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水</li> <li>水</li> <li>(1)発電所内に設置された機器の破損による漏水 流体を内包する機器(配管、容器)のうち、基準地 震動による地震力によって、破損が生じるとされる機 器について、2.1.3 (1)項の原子炉施設と同じように 破損による溢水を想定する。</li> <li>(2)使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる溢水</li> <li>水</li> <li>使用済燃料貯蔵プール水が、地震に伴うスロッシングによってプール外へ漏水する可能性のある場合は、 ブによってプール外へ漏水する可能性のある場合は、 2.1.3(2)項の原子炉施設と同じように溢水源と して想定する。</li> </ul>	<ul> <li>3.1.3 地震に起因する機器の破損等により生じる 溢水</li> <li>(1) 発電所内に設置された機器の破損による漏水 流体を内包する機器(配管、機器)のうち、 基準地震動による地震力によって、破損が生じ る機器について、2.1.3(1)項の原子炉施設と同 様に、基準地震動に対する地震力に対して評価 を実施し、耐震性が確保されているものは溢水 源から除外する。</li> <li>(2) 使用済燃料ピットのスロッシングによる溢水 基準地震動による使用済燃料ピットのスロッ シング評価を行い、ピットからの溢水量を評価 している。</li> </ul>	
<ul><li>3.2 溢水影響評価</li><li>3.2.1 使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) に対する溢水影響評価 溢水に対する使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット)の安全確保の考え方は、以下のとおりとする。</li></ul>	3.2 溢水影響評価 3.2.1 使用済燃料ピットに対する溢水影響評価 基準地震動におけるスロッシングによる使用済燃 料ピットからの溢水量がピット外に流出した際の使 用済燃料ピット水位を求め、ピット冷却 (保安規定で	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
溢水の影響評価にあたっては、発電所内で発生した溢水に対して、使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) 設備が、「プール冷却」及び「プールへの給水」ができることを確認する。 プール冷却にあたっては、想定される溢水により通常運転中の使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) 冷却系に外乱が生じ、冷却を維持する必要が生じた場合、使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) を保安規定で定めた水温 (65℃以下) 以下に維持できること。 り通常運転中の使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) を保安 はにでためたかれが上し、給水を維持する必要が生じた場合、使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) 補給水系に外乱が生じ、給水を維持する必要が生じた場合、使用済燃料貯蔵プール (使用済燃料ピット) を燃料の放射線を進へいするために必要な量の水を維持できること。	定められた水温 65℃以下)及び使用済燃料からの遮へいに必要な量の水が確保されていることを確認した。	
3.2.2 溢水から防護すべき対象設備 3.1項の溢水源及び溢水量の想定にあたっては発生要 因別に分類したが、溢水から防護すべき対象設備は、 溢水の発生場所毎に「プール冷却」及び「プールへの 給水」の機能を適切に維持するために必要な設備を防	3.2.2 溢水から防護すべき対象設備 「ピット冷却」及び「ピットへの給水」の機能を適切に判断するために必要な設備を抽出し、防護対象設備とした。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
護対象設備とする。		
3.2.3 溢水防護区画の設定 溢水防護に対する評価対象区画は、3.2.2項に該当する溢水防護対象設備が設置されている全ての区画、 中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス 通路について設定すること。 全ての防護対象設備が対象となっていることを確認するために、3.2.2項に該当する防護対象設備の系 総図及び配置図とを照合しなければならない。 また、アクセス通路については、図面等により図示されていることを確認する。 なお、同じ部屋であっても、溢水による影響を考慮 たお、同じ部屋であっても、溢水による影響を考慮 たお、同じ部屋であっても、溢水による影響を考慮 とな、同じ部屋であっても、溢水による影響を考慮 をおていることを確認する。	3.2.3 溢水防護区画の設定 溢水防護に対す溢水防護区画を設定し、防護対象 設備の系統図及び配置図の照合により、すべての防 護対象設備が対象となっていることを確認してい る。 また、溢水評価において、現場操作が必要な設備に 対しては、必要に応じて環境の温度、放射線量、薬品 等による影響を考慮しても運転員による操作場所ま でのアクセスが可能であることを確認している。	

原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	泊原子力発電所3号炉での評価結果	備考
3.2.4	3.2.4 溢水影響評価 溢水影響評価においては、防護対象設備が没水、被 水又は蒸気の影響に対しその機能が確保されている ことを確認している。 溢水防護区画は、漏えい想定箇所を起点とした溢 水経路上に存在するすべての溢水防護区画を対象と している。	
(1) 溢水経路の設定 流水経路の設定にあたっては、以下の経路を考慮 して設定する。溢水経路の設定方法は、2.2.4(1)の 原子炉施設の溢水経路の設定と同じ方法を用いる。 a. 溢水防護区画内漏えいでの溢水経路 b. 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路	<ul><li>(1) 溢水経路の設定 溢水経路の設定にあたっては、2.2.4(1)項の 原子炉施設の溢水経路の設定と同じ方法を用いている。</li></ul>	
(2) 溢水防護区画の評価に用いる各項目の算定 溢水防護区画の評価に用いる以下の各項目の算 出は、2.2.4 (2) の原子炉施設の算出方法と同じ算出 方法を用いる。 a. 没水評価に用いる水位の算出方法	(2) 溢水防護区画の評価に用いる各項目の算定 溢水防護区画の評価に用いる各項目の算出 は、2.2.4(2)項の原子炉施設の算出方法と同じ 算出方法を用いている。	

備考		
泊原子力発電所3号炉での評価結果	(3) 影響評価 防護すべき対象設備が没水、被水及び蒸気の 要求を満足しているかの確認は、2.2.4(3)項の 原子炉施設の影響評価と同じ方法を用いてい る。	<ul><li>(4) 溢水による影響評価の判定 内部溢水に対して、使用済燃料ピットの冷却及び給水機能が失われないことを確認している。</li></ul>
原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド	<ul> <li>b. 被水評価に用いる飛散距離の算出方法</li> <li>c. 蒸気評価に用いる拡散範囲の算出方法</li> <li>(3) 影響評価 原子力発電所内で発生する溢水に対して、防護すべき対象機器が、以下に示す没水、被水及び蒸気の要求を満足しているか確認する。確認方法は、2.2.4(3)の原子炉施設の影響評価と同じ。</li> <li>a. 没水による影響評価</li> <li>b. 被水による影響評価</li> <li>c. 蒸気による影響評価</li> </ul>	<ul><li>(4) 溢水による影響評価の判定</li><li>(3) の影響評価の結果から内部溢水に対して、使用済燃料貯蔵プールの冷却及び給水機能が失われないこと。</li></ul>

## 添付資料24 内部溢水影響評価における評価の保守性について

内部溢水評価において考慮している保守性について、表1に整理する。

表 1 内部溢水影響評価における評価の保守性 (1/3)

評価対象	項目	算出式または設定値	評価における保守性	備考
溢水量	保有水量	<ul><li>配管施工図より配管保有</li></ul>	・図面より算出した配管	
		水量を算出	   の容積を 1.1 倍後切り上	
		・機器構造図より機器 (タン	げ処理	
		ク、熱交換器、フィルタ、脱	・単一の破損を想定する	
		塩塔、装置) 保有水量を算出	場合は、複数系統のうち	
			容積最大となるものを系	
			統の保有水量として設定	
	系統溢水量	【高エネルギー配管】	・隔離時間のうち異常の	添付資料 5
		系統溢水量(m³)=	見地時間は秒単位を切り	
		漏えい時間(分)×流出流量	上げて分単位で設定	
		(m <sup>3</sup> /h)	・漏えい量は 0.1m³ 単位	
			で切り上げ	
		【低エネルギー配管】	・分岐管からの流出流量	
		低エネルギー配管の破損は	は破断想定箇所までの配	
		想定していない	管抵抗を無いものとして	
			設定	
	隔離時間	・中央制御室からの遠隔隔	<ul><li>・自動インターロックに</li></ul>	添付資料5、
		離操作:隔離時間は操作時	よる隔離の場合、隔離時	添付資料8
		間および弁の動作時間(緊	間は秒単位を切上げし、	
		急負荷降下操作については	分単位で設定(主蒸気系	
		訓練実績に基づき 20 分を設	統の場合、11 秒→1 分)	
		定)	・地震時の原子炉建屋お	
		・現場における隔離操作:訓	よび原子炉補助建屋にお	
		練実績に基づいた隔離操作	ける手動隔離操作では、	
		時間 (現場への移動、漏えい	隔離操作時間は全ての系	
		箇所の特定、手動弁閉止に	統で 60 分を設定	
		要する時間のトータル)		

表 1 内部溢水影響評価における評価の保守性 (2/3)

評価対象	項目	算出式または設定値	評価における保守性	備考
溢水量	隔離時間	<ul><li>・中央制御室で漏えい検知</li></ul>	・中央制御室で漏えい検	
	430-430400	ができない場合は、通常の1	知ができない場合でも、	
		日 1 回の現場巡視により漏	漏えい検知器による検知	
		えいを検知するものとし、	あるいは人による検知	
		系統隔離時間を 24 時間とし	(保修課員、守衛のパト	
		て設定	ロール等)により検知可	
			能と考えられるが、保守	
			的に 24 時間として設定	
溢水水位	滞留面積	・床躯体図から躯体寸法を	<ul><li>・欠損面積の現場測定結</li></ul>	添付資料 12
		読み取り床面積を算出	果を一律 1.25 倍するこ	
		・溢水防護区画内の設置物	とで裕度を確保	
		の寸法を現場測定し、欠損	・欠損面積となる部分が	
		面積を算出	最大となるよう、設置物	
		・床面積から欠損面積を差	の投影面積を欠損面積と	
		し引くことで滞留面積を算	して測定する。	
		定	<ul><li>溢水経路上に分岐区画</li></ul>	
			がある場合でも、分岐部	
			からの伝搬は考慮せずに	
			滞留面積が狭くなるよう	
			溢水経路を設定	
	溢水水位	H=Q/A	・計算値は端数を切り上	
	(評価高さ)	H:溢水水位(m)	げ実施	
		Q:流入量(m³)	・床勾配による水上高さ	
		A:滞留面積(m³)	(最高位置) 50 mmを評価	
			区画全体の溢水水位に付	
			加	
	排水	_	・床ドレン系による排水	
			には期待せず、溢水量全	
			量が伝搬するものとして	
			評価(段差等で囲まれた	
			区画内へ貯留される分を	
			考慮しない)	

表 1 内部溢水影響評価における評価の保守性 (3/3)

評価対象	項目	算出式または設定値	評価における保守性	備考
流下開口	床開口から 四角堰としてフランシスの		・区画内の床面開口部 2	添付資料 14
からの流	の流出量 公式を適用		箇所のうち1箇所からの	(参考資料1
量出		Q=1.838 × (b-0.2 × h) × h <sup>1.5</sup> ×	流出のみを考慮	添付 2)
		60	・床面開口のうち短い方	
		Q:流量(m³/min)	の1辺のみからの流出を	
		b:水路幅(m)	想定	
		h:水位(m)	(主蒸気管室の補助給水	
			隔離弁)	
機能喪失	機能喪失	・機能喪失高さは現地調査	・計算値は1㎜単位以下	添付資料 11
高さ	高さ	により確認した。代表的な	を切り捨てを切り捨て	
		設備の機能喪失高さの一例	<ul><li>水面のゆらぎによる影</li></ul>	
		を示す。	響を考慮し、溢水水位に	
		• 弁類	対して機能喪失高さが一	
		電線管接続部	律 5 cm以上の裕度を確保	
		・ポンプ類、ファン類	することとする。ただし	
		モーター固定子下端	溢水水位が 20 cm以上の	
		・電気盤類	場合は 10 cm以上の裕度	
		最下部の端子台等下端	を確保することとする。	
		• 計器関係		
		電線管接続部		

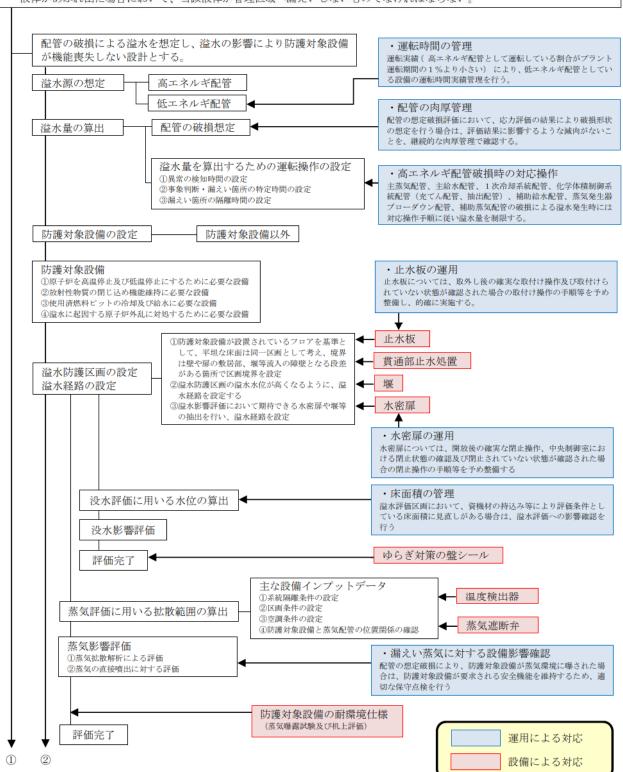
泊発電所3号炉

技術的能力説明資料 溢水による損傷の防止

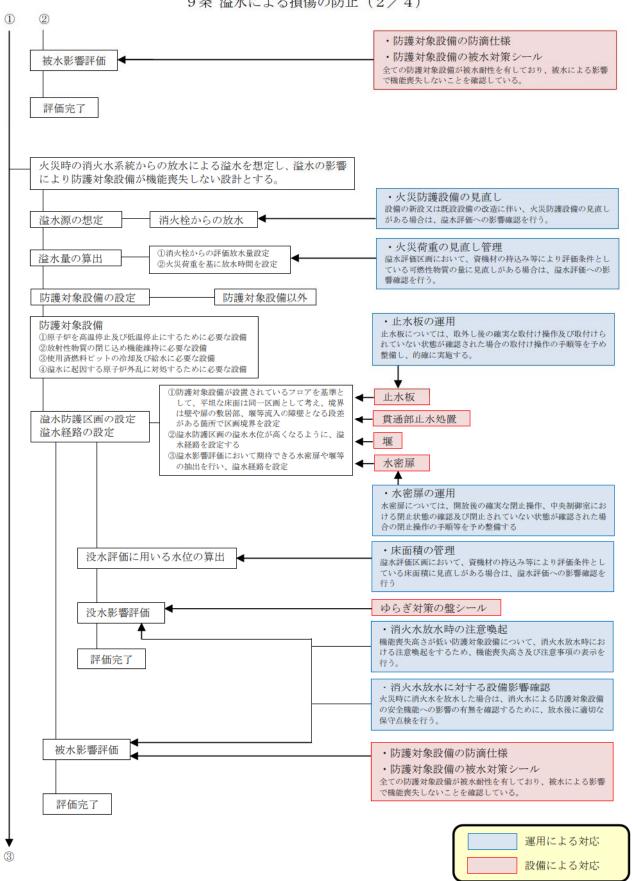
#### 9条 溢水による損傷の防止 (1/4)

#### 9条 溢水による損傷の防止等

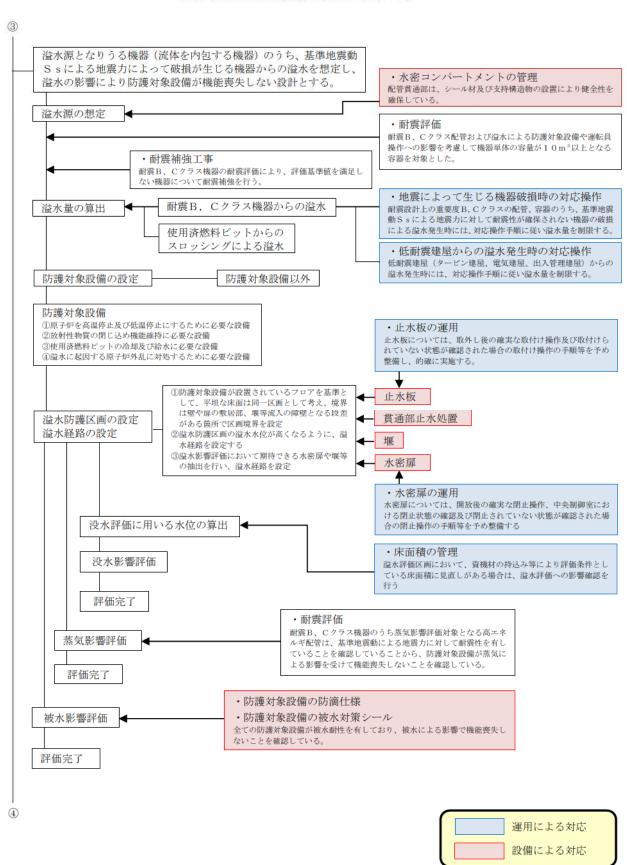
- 1 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域へ漏えいしないものでなければならない。



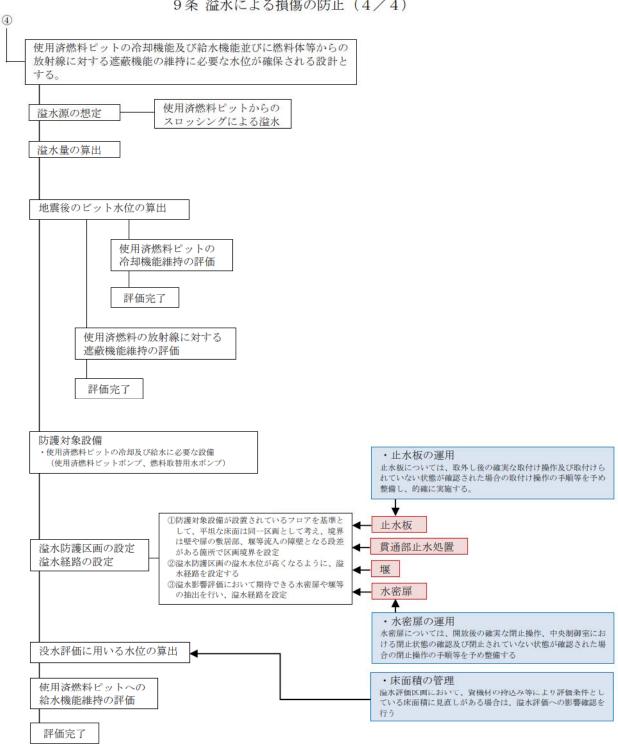
#### 9条 溢水による損傷の防止 (2/4)



#### 9条 溢水による損傷の防止 (3/4)



#### 9条 溢水による損傷の防止 (4/4)



# 技術的能力に係る運用対策等(設計基準)

# 【9条 溢水による損傷の防止】

対象項目	区分	運用対策等
水密扉	運用・手順	・ 溢水影響評価条件として水密扉を閉運用
		・中央制御室における監視
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な点検、日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
蒸気遮断弁	運用・手順	<ul><li>・内部溢水発生時の運転手順</li></ul>
	体制	・内部溢水発生時の対応に係る体制
		(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な点検、日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
		・発電室運転員による緊急処置訓練
温度検出器	運用・手順	<ul><li>内部溢水発生時の運転手順</li></ul>
	体制	・内部溢水発生時の対応に係る体制
		(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な点検、日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
		・発電室運転員による緊急処置訓練
堰	運用・手順	_
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な点検、日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
止水板	運用・手順	・溢水影響評価条件として止水板を取付運用
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な点検、日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
ゆらぎ対策の盤シ	運用・手順	
ール	体制	
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
防護対象設備の被	運用・手順	_
水対策シール	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
防護対象設備の防	運用・手順	- (通常設備管理)
滴仕様	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育

対象項目	区分	運用対策等
防護対象設備の耐	運用・手順	- (通常設備管理)
環境仕様	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守·点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
貫通部止水処置	運用・手順	
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
配管の肉厚管理	運用・手順	- (通常設備管理)
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・定期的な検査
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
火災荷重の見直し	運用・手順	- (火災防護計画)
管理	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	_
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
水密コンパートメ	運用・手順	_
ントの管理	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
消火水放水時の注	運用・手順	<ul><li>火災防護計画</li></ul>
意事項	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・内部溢水発生による影響確認のための保守管理
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
消火水放水時の注	運用・手順	• 火災防護計画
意喚起	体制	_
	保守・点検	_
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
消火水放水に対す	運用・手順	_
る設備影響確認	体制	・内部溢水発生時の対応に係る体制
	保守・点検	・内部溢水発生による影響確認のための保守管理
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
漏えい蒸気に対す	運用・手順	_
る設備影響確認	体制	・内部溢水発生時の対応に係る体制
	保守・点検	・内部溢水発生による影響確認のための保守管理
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育

対象項目	区分	運用対策等
運転時間の管理	運用・手順	一(通常設備管理)
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	- (データ管理)
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
ドレンライン逆止	ドレンライン逆止 運用・手順 -	
弁	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
地震によって生じ	運用・手順	<ul><li>内部溢水発生時の運転手順</li></ul>
る機器破損時の対	体制	・内部溢水発生時の対応に係る体制
応操作		(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	_
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
		・発電室運転員による緊急処置訓練
床面積の管理	運用・手順	- (通常設備管理)
	体制	(発電所の保安に関する保安管理体制)
	保守・点検	・日常点検
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育
火災防護設備の見	運用・手順	・火災防護計画
直し	休制	(発電所の保安に関する保安管理休制)
	保守・点検	_
	教育・訓練	・内部溢水に関する全般教育

# 泊発電所 3 号炉

内部溢水影響評価における 確認プロセスについて

## 1. はじめに

本資料は、泊発電所3号炉における内部溢水防護に係る評価内容の確認プロセスの概要をまとめたものである。

内部溢水防護評価に係る要求事項は以下のとおりである。

#### 2. 基準要求

## 【第9条】

設置許可基準第9条(溢水による損傷の防止等)にて、安全施設は発電用原子 炉施設における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないよう要求さ れている。また解釈により、「「安全機能を損なわないもの」とは、発電用原子炉 施設内部で発生が想定される溢水に対し、原子炉を高温停止でき、引き続き低温 停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できること、また、停止状態にある 場合は、引き続きその状態を維持できることをいう。さらに、使用済燃料貯蔵槽 においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できることをいう。」 と規定されている。

また、「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定)」(以下、「評価ガイド」という。)の要求事項に基づき、発電用原子炉施設内に設置された機器の破損、消火系統の作動、地震に起因する機器の破損(使用済燃料ピットのスロッシングを含む)により発生する溢水に対し、原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていることを確認する。

評価ガイドに基づき、防護の考え方は以下のとおりである。

- ・ 想定する機器の破損等により生じる溢水に対し、影響を受けて原子炉施設 の安全性を損なうことがない設計とする。
- ・ 想定される消火水の放水による溢水に対し、影響を受けて原子炉施設の安全性を損なうことがない設計とする。
- ・ 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水 (使用済燃料ピットのスロッシングを含む) については、機器の耐震性能を評価するとともに、溢水源とした設備の破損により生じる溢水影響を受けて原子炉施設の安全性を損なうことがない設計とする。

#### 3. 内部溢水影響評価のプロセス

内部溢水影響評価では、プラントメーカへ評価委託を実施するとともに、併せて当社で現場確認、図面、設計資料の確認を実施している。具体的には、溢水影響評価に係る溢水源、溢水経路、防護対象設備の機能喪失高さ等を現場状況も含めて確認している。確認のプロセスを図-1に、確認内容を表-1に示す。

なお、今後、当社において溢水影響評価に変更を及ぼす恐れのある工事及び資機材管理について現場状況を確認したうえで、記録も含めて管理を実施する。

## 4. 今後の対応

## (1) 資機材の持込み等に対する管理

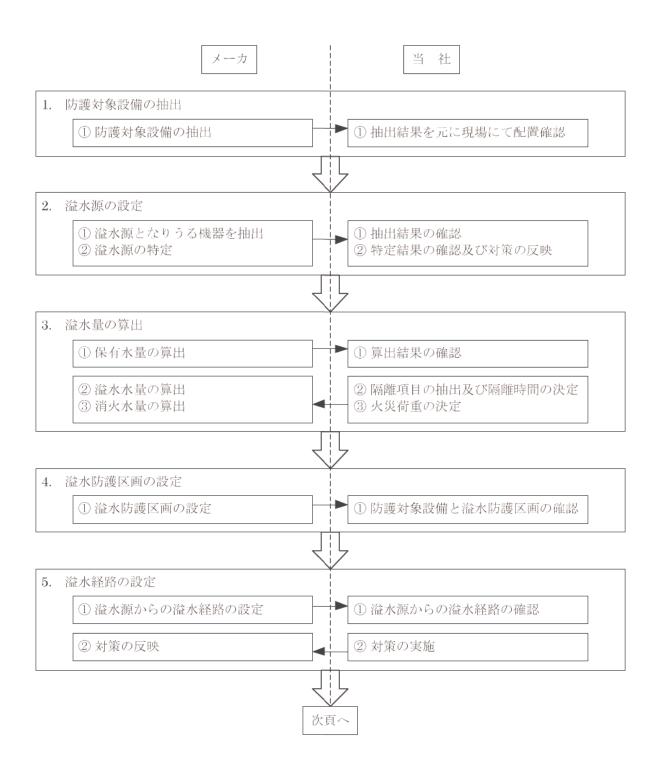
溢水評価区画において、資機材の持込み等により評価条件としている火災荷重 及び滞留面積に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行う。

## (2) 水密扉に対する管理

水密扉については、開放後の確実な閉止操作、中央制御室おける閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を整備し、的確に実施する。

## (3) 改造工事による溢水源の追加,変更の対応

改造工事の実施により,溢水源が追加,変更となる場合は,溢水評価への影響 確認を行う。



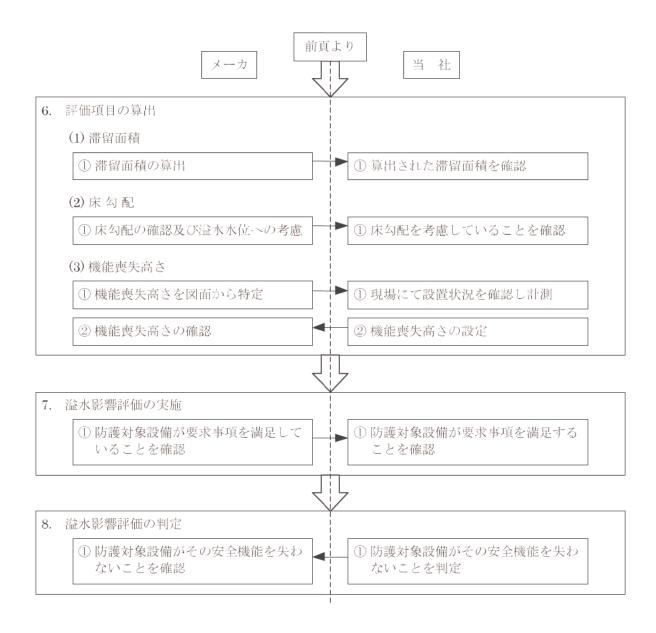


図-1 内部溢水影響評価内容の確認プロセスフロー

表-1 内部溢水影響評価の具体的な確認内容

	項目	メーカでの実施内容 当社での実施内容	
1 P+=#-4.4.5-10.1# 0-1-1-1		① 防護対象設備(原子炉の高温停 ① 系統図及び配置図で抽出	され
		止及び低温停止に必要な設備、た防護対象設備について	確認
	大井 54 45 54	原子炉外乱に対処するための設を行い、現場確認にて防護	対象
1	1 防護対象設備の抽出	備及び使用済燃料ピットの冷 設備の配置を確認。	
		却・給水機能維持に必要な設備)	
		を、系統図、配置図から抽出。	
		① 溢水源となりうる機器を系統 ① 抽出された溢水源となり	うる
		図、配置図より抽出しリスト化。 機器のリストを系統図お	よび
	浴水道の割点	② 想定破損及び地震起因による損 配置図にて確認。	
2	2   溢水源の設定	傷により溢水源となりうる機器 ② 特定された溢水源となる	機器
		を溢水源として特定。 は、現場確認にて配置状況	上を確
		認。	
		① 溢水源となる機器について設計 ① 算出された保有水量を図	面に
		図面(機器)及び配管図面より保 より確認。	
		有水量を算出。 ② 隔離操作項目を抽出し、必	要と
9	<b>公水長の管山</b>	② 当社で検討した系統隔離範囲、 なる隔離時間を決定。	
3	溢水量の算出	隔離操作時間に基づき溢水量を ③ 火災荷重を算出。	
		算出。	
		③ 当社提示の火災荷重より評価用	
		溢水量を算出。	
		① 設計図書または現地施工図によ ① 現場確認にて防護対象設	備と
		り、壁、堰またはそれらの組み 溢水防護区画を確認。	
	溢水防護区画の設定	合わせによって他の区画と分離	
4	<b>個小的喪色四の政</b> 化	され、溢水防護の観点から 1 つ	
		の単位と考えられる区画を設	
		定。	
		① 溢水源からの溢水経路を設定。 ① 溢水経路に対して、壁、堰	ቘ、機
		② 必要な対策を反映した溢水経路 器ハッチ等を現場にて確認	刃 心。
5	溢水経路の設定	の設定。 ② 没水、被水、蒸気の評価に	おい
		て、必要な対策の検討及び	実施
		(水密扉、堰及び逆止弁等	≨)。
	評価項目の算出 (1)滞留面積	① 建築図面から CAD 化し、壁、柱 ① 建築図面と CAD 図面の確	認を
6		及びコンクリート基礎、機器を 行うとともに、算出された	滞留
		除いた面積を算出。 面積を確認。	

	項目	メーカでの実施内容	当社での実施内容
	評価項目の算出 (2)床勾配	① 建築図面から床勾配の有無を確認し、床勾配を考慮して溢水水位を算出。	① 床勾配を考慮された評価になっていることを確認。
	評価項目の算出 (3)機能喪失高さ**1	<ul><li>① 設計図面により、個々の設備毎の機能喪失高さを特定。</li><li>② 設定した機能喪失高さの確認。</li></ul>	<ol> <li>設置状況の確認及び機能喪失 高さの確認を現場確認も含め て図面にて実施。</li> <li>確認結果より機能喪失高さを 設定。</li> </ol>
7	溢水影響評価の実施	① 発電所内で発生した溢水に対して、防護対象設備が要求事項(設備の機能維持)を満足することを確認。	① 防護対象設備が要求事項を満足することを確認(水面の揺らぎを考慮した評価及び対策を実施)。
8	溢水影響評価の判定	① 内部溢水に対して、防護対象設備がその安全機能を失わないことを確認。	① 内部溢水に対して、防護対象設備がその安全機能を失わないことを判定。

<sup>※1</sup> 代表例として機能喪失高さの確認状況を参考資料に示す。



(電動補助給水ポンプの例)

中囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 9条−別添 3-7

機能喪失高さ確認事項例 (2/2)		